

塩谷町地域福祉計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

塩谷町

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が進行する中、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、地域社会における課題は複雑化してきています。それに伴い住民同士のつながりの希薄化、地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退化、社会からの孤立化、ひきこもり、生活困窮や災害時の避難支援といった課題も顕在化してきています。

こうした中、多様化・複雑化する課題を解決し、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らしていけるよう、地域住民、事業所、関係機関がお互いに連携し、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくりあげていく「地域共生社会」の実現に向け、塩谷町第2期地域福祉計画を策定いたしました。

本計画は、「豊かな自然に育まれ 人と人がつながり 安全安心に暮らせる塩谷町」を基本理念に掲げ、地域の課題を広くとらえ、地域福祉を推進していく上での目標や町の支援策についてまとめた総合的な計画であり、福祉政策全般の方向性を示すものとなっております。

このような考え方にに基づき、すべての町民が安心して住みよい「地域共生社会」の実現に向け様々な取り組みを行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました塩谷町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様や関係団体等の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

塩谷町長 見形 和久



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	3
(1) 計画の趣旨と背景	3
(2) 地域共生社会の実現に向けて	4
2 地域福祉と「自助・共助・公助」	5
(1) 地域福祉とは	5
(2) 「自助・共助・公助」の考え方	5
3 計画の位置づけと計画の期間	6
(1) 計画の法的根拠と役割	6
(2) 計画の位置づけ	7
(3) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ	8
(4) 計画期間	8
4 計画の策定体制	9
(1) 塩谷町地域福祉計画策定委員会	9
(2) アンケート調査	9
(3) パブリックコメント	9
第2章 塩谷町の現状	11
1 人口動態と世帯の状況	13
(1) 総人口及び年齢3区分別人口	13
(2) 人口ピラミッド	14
(3) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移	14
2 子ども・高齢者・障がい者等の状況	15
(1) 子どもの状況	15
(2) 高齢者の状況	16
(3) 障がい者の状況	19
3 住民アンケート調査結果	20
(1) 近隣との交流	21
(2) 地域に対する愛着	23
(3) 「地域」の認識	24
(4) ボランティア活動	25
(5) 地域での助け合い	30
(6) 塩谷町を住みやすいまちにするために重点的に取り組むべきこと	33
4 庁内関係課アンケート調査結果	35
(1) 全体の評価結果	35
(2) 今後の方向	36
(3) 分野ごとの評価結果	37
5 関係団体アンケート調査結果	39

6 課題の整理.....	43
(1) 地域の支え合い・助け合いの意識の醸成と担い手の育成.....	43
(2) 気軽に相談できる体制と見えにくい困りごとへの対応.....	43
(3) 誰も取り残さない安全・安心な地域づくりの推進.....	44
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念.....	47
2 基本目標.....	48
3 重点プロジェクト.....	50
プロジェクト1 地域活動やボランティア活動の活性化.....	50
プロジェクト2 包括的な支援体制の充実	51
プロジェクト3 防災・防犯体制の充実.....	53
4 計画の体系図	55
第4章 地域福祉の推進に向けた取組.....	57
基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する	59
1 地域福祉の意識の醸成.....	59
(1) 学校や地域における福祉教育の充実	60
(2) 広報・啓発活動の充実	60
2 地域でのふれあい、交流の場づくり	61
(1) 世代間交流の推進	62
(2) 地域での交流活動の推進	62
(3) 地域の見守りの推進.....	62
3 地域活動やボランティア活動の活性化	63
(1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成.....	64
(2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり	64
(3) 地域活動やボランティア活動への支援.....	64
基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する	65
1 包括的な支援体制の充実	65
(1) 総合的な相談支援体制の充実	66
(2) 地域における身近な相談支援体制の充実	66
(3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化.....	66
2 保健・福祉サービスの充実.....	67
(1) 情報提供の充実.....	68
(2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実	68
(3) 健康で活気のある地域づくり	68
3 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】	69
(1) 権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進	70
(2) 権利擁護に関する地域連携と担い手の育成	70
4 地域福祉のネットワークづくり	71
(1) 民生委員・児童委員活動の支援.....	72
(2) 多様な活動をつなぐネットワークづくり	72
基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する.....	73
1 防災・防犯体制の充実.....	73

(1) 災害時における地域防災体制づくり	74
(2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり	74
(3) 地域で取り組む防犯体制づくり	74
2 暮らしやすい生活環境の充実	75
(1) 快適に暮らせる環境づくり	76
(2) バリアフリー等によるまちづくりの推進	76
第5章 計画の推進に向けて	77
1 計画の推進体制	79
(1) 住民の役割	79
(2) 地域の役割	79
(3) 民生委員・児童委員の役割	79
(4) 福祉サービス事業者の役割	79
(5) 社会福祉協議会の役割	80
(6) 行政の役割	80
2 進行管理	81
資料編	83
1 塩谷町地域福祉計画策定委員会設置要綱	85
2 塩谷町地域福祉計画策定委員会委員名簿	87

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨と背景

近年、少子高齢化やライフスタイルの多様化等を背景に、地域における人間関係が希薄化し、地域社会で支え合う力の低下が危惧されています。高齢の親が自立できない中高年の子どもの生活を支える「8050 問題」や、介護と育児を同時に行う「ダブルケア」など、地域の福祉課題は複雑化・複合化しています。さらに、2040 年に向けてはこれまで地域における支え合いの基盤となっていた地縁・血縁・社縁といったつながりが弱くなることに加え、単身世帯（特に、高齢者単身世帯や生涯未婚世帯）の増加など、社会構造そのものが大きく変化しつつあります。これらは地域福祉を取り巻く環境に大きな影響を及ぼし、従来の枠組みでは対応しきれない新たな課題を生み出しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症が社会にもたらした影響も看過できません。コロナ禍を経て、地域のつながりの脆弱さが浮き彫りになるとともに、孤立の深刻化や生活不安の拡大、デジタル活用の格差など、地域福祉に関する新たな課題が顕在化しました。

一方で、福祉分野における人材不足は深刻化しており、地域福祉分野を担う次世代の地域住民育成も容易ではありません。「支える側」の減少と「支えられる側」の増加が進む中、課題は多様化・複雑化し、既存の福祉制度や公的サービスだけでは十分に対応できない状況が顕在化しています。このような背景から、地域住民や関係団体、行政などが「支える側」「支えられる側」という関係を超えて協力し、住民一人一人が支え合う地域づくりを進めることが不可欠です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて平成 29 年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置づけるとともに、包括的な支援体制の整備を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示しました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 3 年 4 月施行）では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めています。さらに令和 6 年度から「地域共生社会の在り方検討会議」が開催され、令和 7 年 5 月の中間とりまとめでは、身寄りのない高齢者への支援、成年後見制度の見直し、災害対応の強化など今後の方向性が示されています。

このような状況を踏まえ、本計画では、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、住民、事業所、関係機関などと協力しながら、塩谷町の地域福祉の推進を図っていきます。

（２）地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、ともに地域を創っていく社会を指します。こうした地域共生社会を支える基盤となるのが「地域力」であり、これは地域が抱える課題を住民が主体的に共有し、参加や協働を通じて解決へ向けて取り組む力を意味します。

「地域力」の向上を図り、その持続可能性を高めていくことに加え、地域が直面する課題を共有し、他計画などの取組と地域福祉を推進する取組を結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障がい者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、各分野の制度の狭間にある福祉課題・生活課題を解決していくことが求められます。そのため、本計画は、地域共生社会の実現を目指すための推進計画として位置づけ、取組を推進します。

「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

■地域共生社会のさらなる展開に向けた対応

- ・ あらゆる地域住民が、排除されず地域社会に参画し、住民同士で支え合う地域形成をめざす
- ・ 医療・福祉・司法など多分野の関係機関の連携・協働を推進する支援体制の整備

■包括的支援体制の整備・強化

- ・ 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・ 地域生活の複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・ 支援対象者も活躍できる、「住民主体での支援」「参加支援」を一体的に実施し、孤独・孤立対策等にも対応

■こども期から若者に至る過程での継続的な支援

（厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」関連資料等に基づき作成）

【法改正のポイント】（社会福祉法第4条、第106条の4、孤独・孤立対策推進法）

- 地域福祉の推進にあたっては、「地域住民を主体」とし、互いの人格と個性を尊重し合いながら参加と共生を図る地域社会の実現を目指すことが、明文化されました。（社会福祉法第4条、令和3年度）
- 地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、市町村は、重層的支援体制整備事業※を行うことができることが規定されました。（社会福祉法第106条の4、令和3年度）
- 孤独・孤立状態にある当事者や家族の立場に立って、重層的支援体制整備事業との連携を取りながら、人と人との「つながり」を実感できるための対応を推進することが明記されました。（孤独・孤立対策推進法、令和6年度）

※重層的支援体制整備事業：制度や分野の狭間にある複合的な支援ニーズに対応するため、市町村が相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に実施できる体制を整備する事業

2 地域福祉と「自助・共助・公助」

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持って生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、ともに支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、住民、行政、社会福祉関係団体などが相互に協力する仕組みを作ることです。

(2) 「自助・共助・公助」の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の視点が重要なポイントです。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している町民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「共助」が不可欠です。

一方、住民の活動やボランティアによる取組が主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が行政の役割です。



自助

- 住民一人一人ができること
- ・普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
 - ・日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



共助

- 隣近所・地域のみんなでできること
- ・介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持ち、みんなで助け合うこと。
 - ・地域活動の情報を発信し、支え合うこと。



公助

- 行政が取り組むこと
- ・地域における見守りや支え合う仕組みづくりを支援する。
 - ・地域活動のための人材の育成やボランティアの養成を進める。

3 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠と役割

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

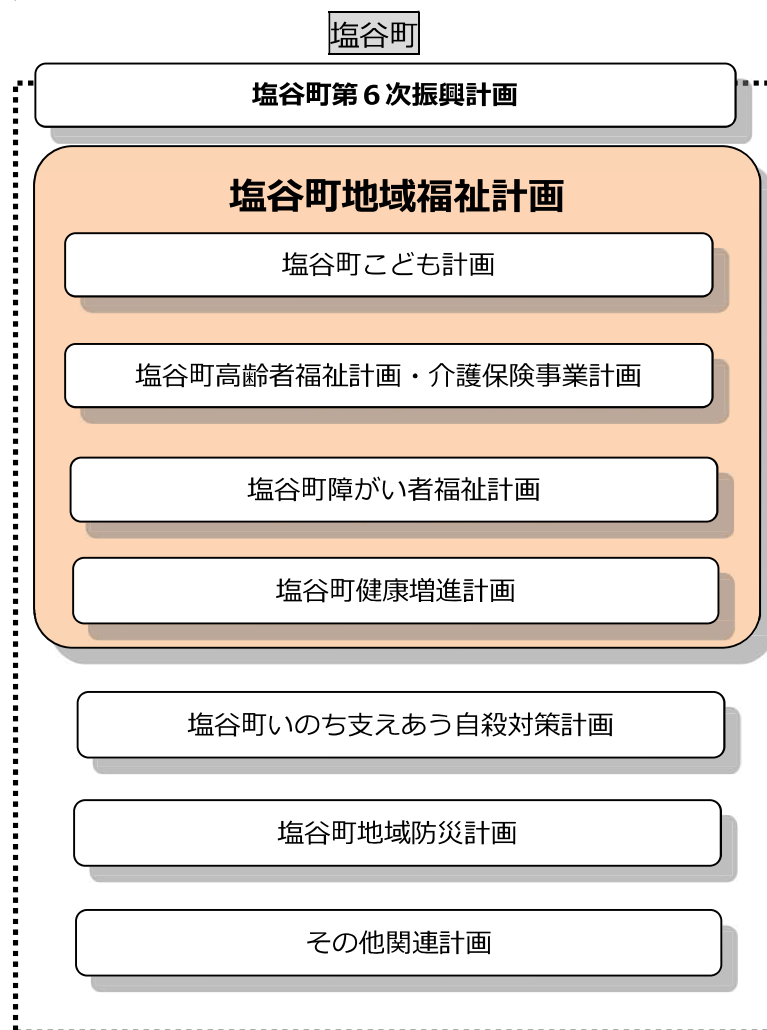
■社会福祉法 第107条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

(2) 計画の位置づけ

本町のまちづくりの最上位の計画である「塩谷町第6次振興計画」、また振興計画を推進するために策定した「第3次塩谷町地方創生総合戦略」をはじめ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、健康増進計画などの関連する諸計画との整合性を保ちながら、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

■ 計画の位置づけ



（３）成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づき、成年後見制度利用促進基本計画としての性格を併せ持つものです。令和 4 年に国が策定した第二期成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、本人の意思の尊重や意思決定支援の強化、地域における支援体制の整備、関係機関の連携強化を図りながら、成年後見制度の適切な利用促進を推進していきます。

● 国の動向

年	計画	主な内容
平成28年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
平成29年	「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）」閣議決定	基本的な考え方として、ノーマライゼーション※、自己決定権の尊重、財産管理のみならず身上保護も重視することが示された。
令和4年	「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）」閣議決定	基本的な考え方として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用改善、司法による権利擁護支援を身近にする仕組みづくりが示された。

（４）計画期間

新たな計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

※ノーマライゼーション：障害の有無や高齢・疾病などにかかわらず、すべての人が地域で当たり前の生活を送れる社会を実現しようとする考え方。

4 計画の策定体制

(1) 塩谷町地域福祉計画策定委員会

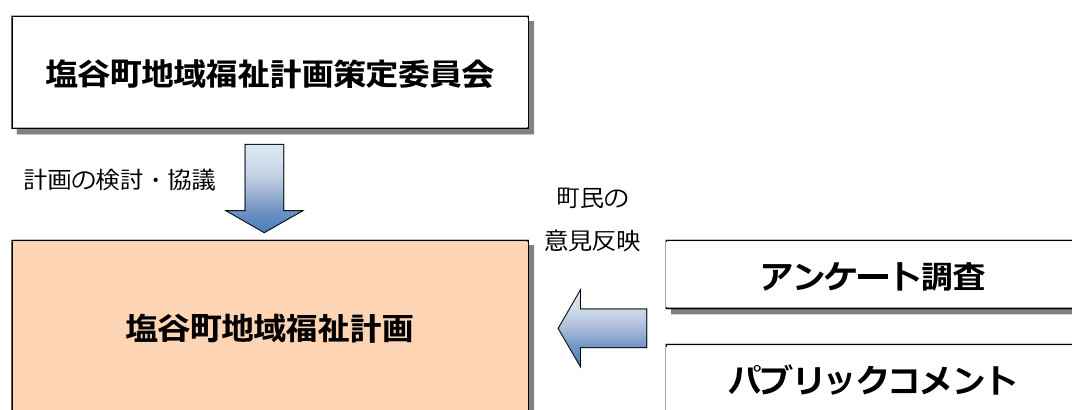
地域福祉に関する事項を審議するため、町民、民生委員・児童委員、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者などで構成する策定委員会を設置し、審議しました。

(2) アンケート調査

地域福祉に関する実態や住民の意識を把握するため、令和7年2月に「地域福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメント※

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、パブリックコメントを令和8年1月に実施しました。



※パブリックコメント：町民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、町民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続のこと。

第 2 章

塩谷町の現状

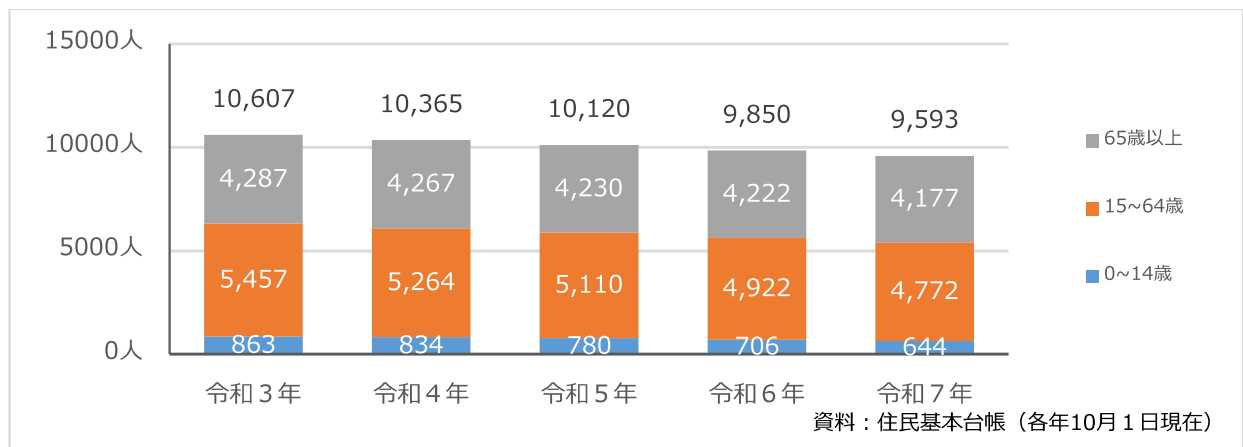
1 人口動態と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

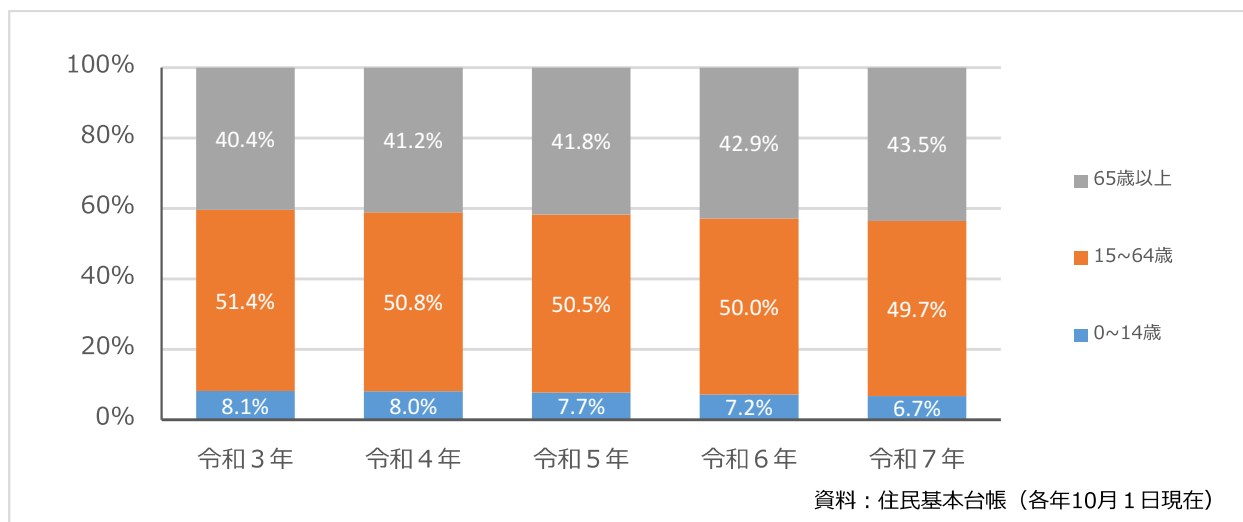
令和3年からの本町の人口推移をみると、緩やかな減少傾向にあり、令和7年10月1日現在の人口は9,593人となっています。

年齢3区分人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合はいずれも減少傾向で推移しており、少子高齢化が進展している状況があらわれています。

■人口の推移



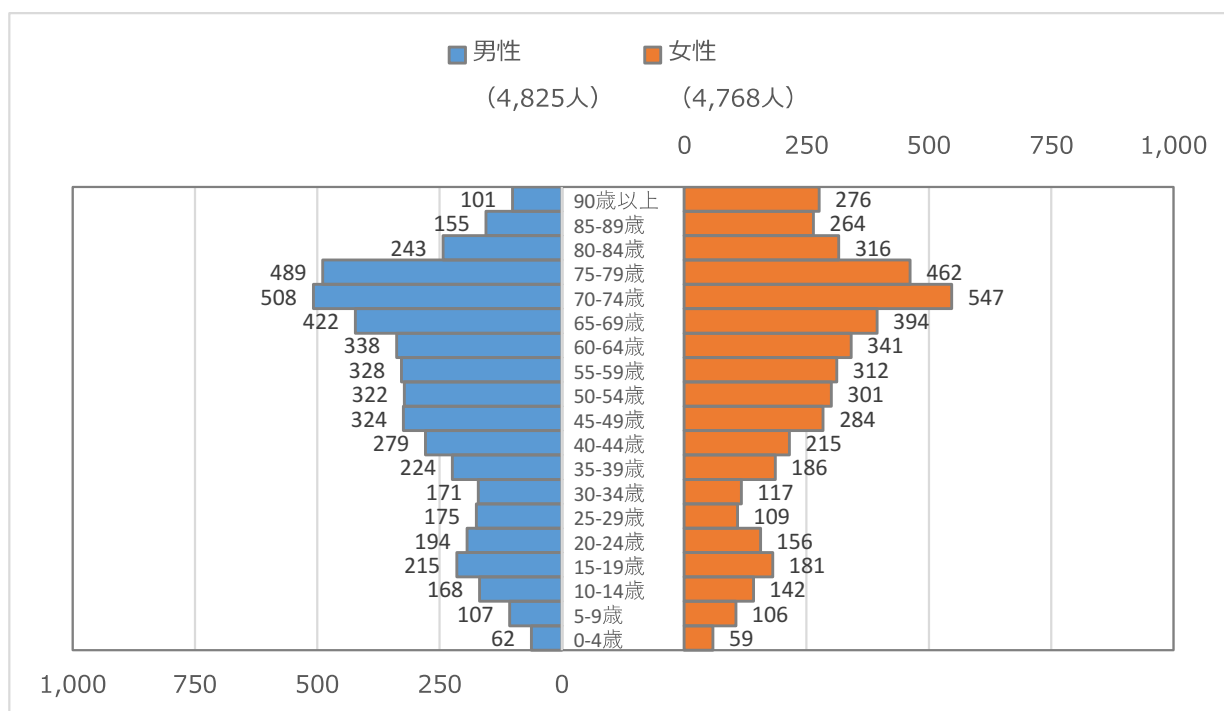
■年齢3区分人口構成比の推移



(2) 人口ピラミッド

令和7年10月1日現在での人口ピラミッドをみると、「70-74歳」「75-79歳」が突出して多い状況です。さらに、ピラミッドの下部の年少人口をみると、下層（年少層）にいくほど人数が少なくなっています。

■人口ピラミッド



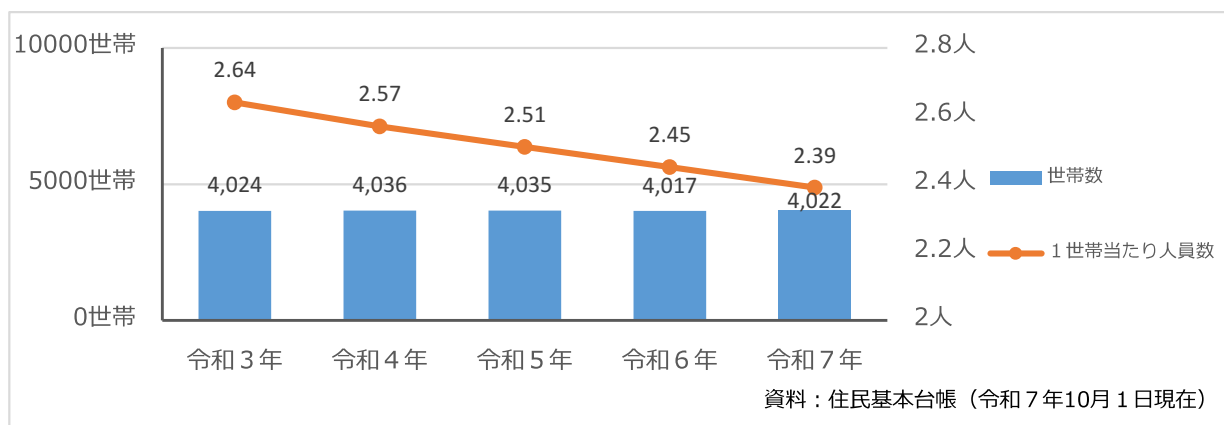
令和7年10月1日現在

資料：住民基本台帳

(3) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数は横ばいで推移しており、令和7年10月1日現在 4,022 世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しています。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料：住民基本台帳（令和7年10月1日現在）

2 子ども・高齢者・障がい者等の状況

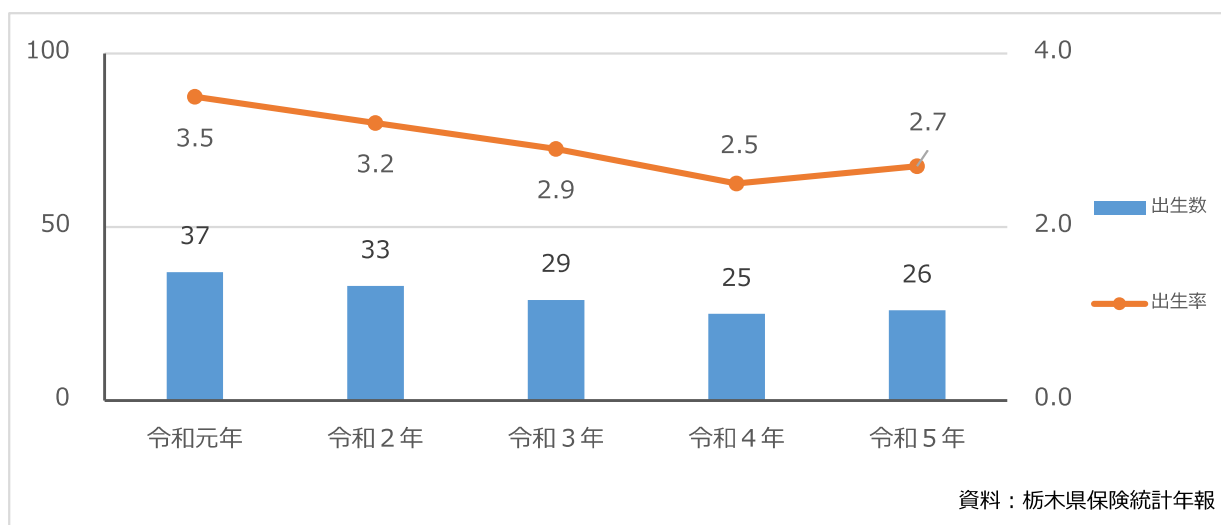
(1) 子どもの状況

① 出生数及び出生率の推移

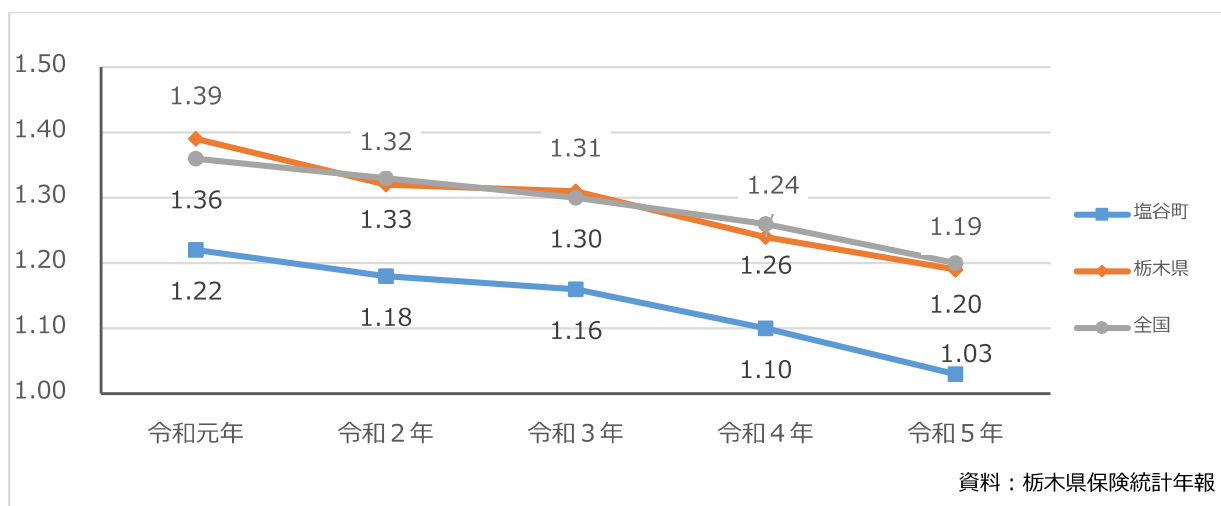
本町の出生数については、令和3年以降、30人を下回る水準で推移しています。

また、合計特殊出生率の推移をみると、いずれも栃木県及び全国の数値を下回っています。

■ 出生数、出生率の推移



■ 合計特殊出生率の推移

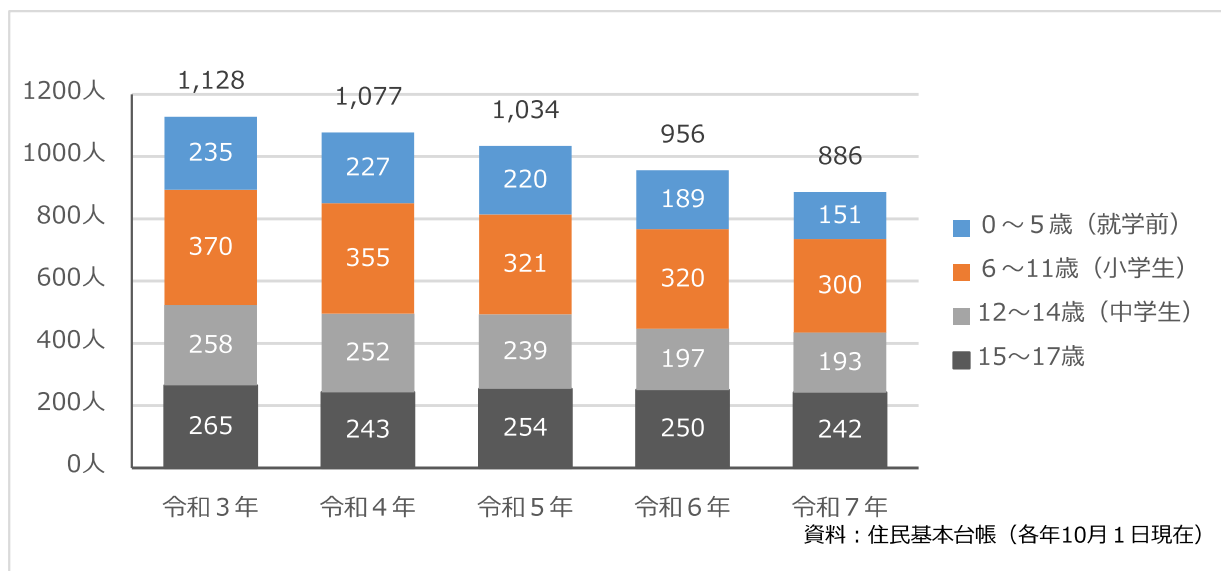


出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千人対)
 合計特殊出生率(期間合計特殊出生率)とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、
 1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

②児童数の推移

本町の18歳未満の児童数は減少傾向にあり、令和7年10月1日現在で886人となっています。内訳をみると、0～5歳の就学前児童数は151人、6～11歳の小学生児童数は300人、12～14歳の中学生児童数は193人、15～17歳の児童数は242人です。

■児童数の推移

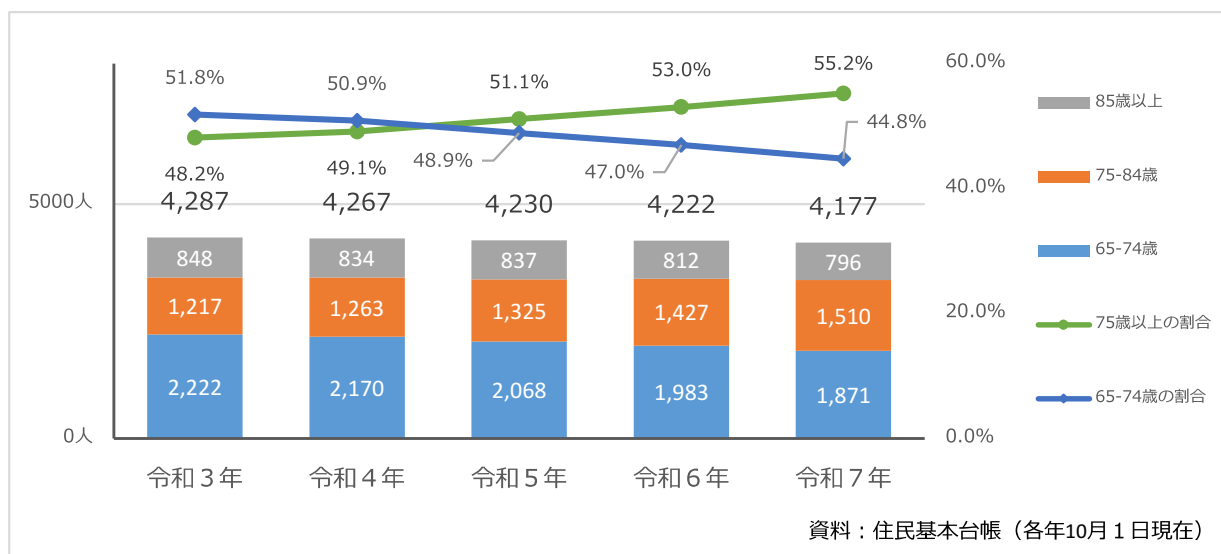


(2) 高齢者の状況

①高齢者数と前期・後期比率

本町の高齢者数は増加しています。令和3年以降、65～74歳の前期高齢者が占める割合は年々減少する一方で、75歳以上の後期高齢者が占める割合が増加傾向となっています。

■前期・後期高齢者比率の推移



②高齢者のいる世帯の状況

本町では、高齢者のいる世帯数及び構成比ともに一貫して増加しており、令和2年では、世帯総数の71.5%にあたる2,584世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯※いずれについても、世帯数、割合ともに増加し続けており、令和2年では高齢独居世帯は498世帯、高齢夫婦世帯は490世帯となっています。

■高齢者のいる世帯数の推移

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数（一般世帯数）		3,836世帯	3,822世帯	3,689世帯	3,613世帯
高齢者を含む世帯	合計	2,350世帯	2,387世帯	2,475世帯	2,584世帯
	（全世帯数に占める割合）	(61.3%)	(62.5%)	(67.1%)	(71.5%)
	高齢独居世帯	265世帯	311世帯	368世帯	498世帯
	（高齢者を含む世帯に占める割合）	(11.3%)	(13.0%)	(14.9%)	(19.3%)
	高齢夫婦世帯	229世帯	294世帯	398世帯	490世帯
	（高齢者を含む世帯に占める割合）	(9.7%)	(12.3%)	(16.1%)	(19.0%)

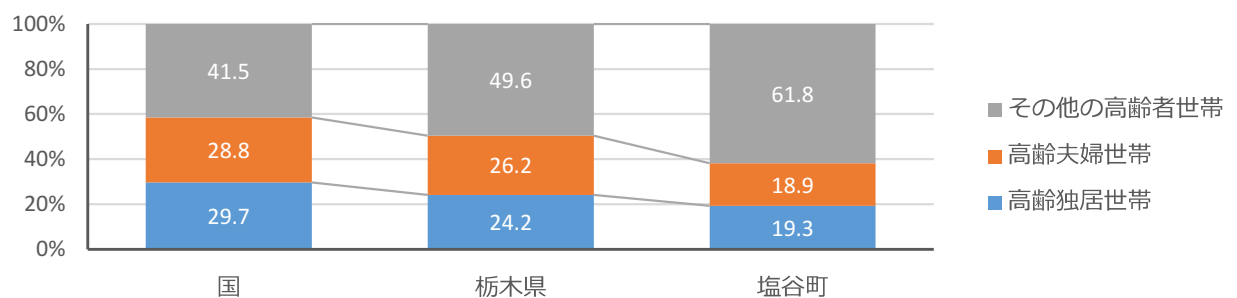
資料：国勢調査 ※最新のデータは、令和2年となります

国及び県と比較してみると、高齢者のいる世帯の割合は国及び県の数値を上回っており、本町では高齢者がいる世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯の割合については、いずれも国及び県の水準よりも低い状況にあります。

■国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（令和2年）

	国	栃木県	塩谷町
全世帯数（一般世帯数）	55,704,949世帯	795,449世帯	3,613世帯
高齢者を含む世帯	22,655,031世帯	353,473世帯	2,584世帯
（全世帯数に占める割合）	(40.7%)	(44.4%)	(71.5%)



資料：国勢調査 ※最新のデータは、令和2年となります

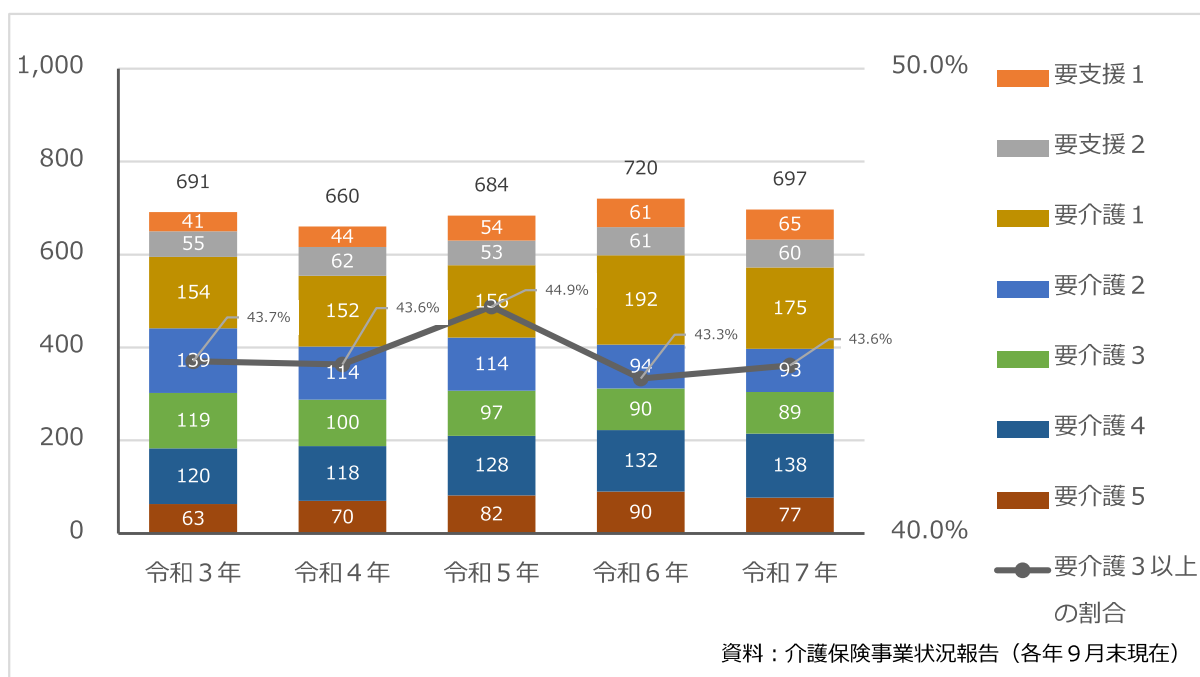
※高齢夫婦世帯：世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

③要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和3年と比べるとほぼ同数となっていますが、構成比については要介護2・3は減少し、要支援1・2や要介護4・5は増加傾向となっています。

要介護3以上が占める割合については、令和7年では43.6%となっており、要支援1から要介護2までの認定者が全体の過半数を占めている状況となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）

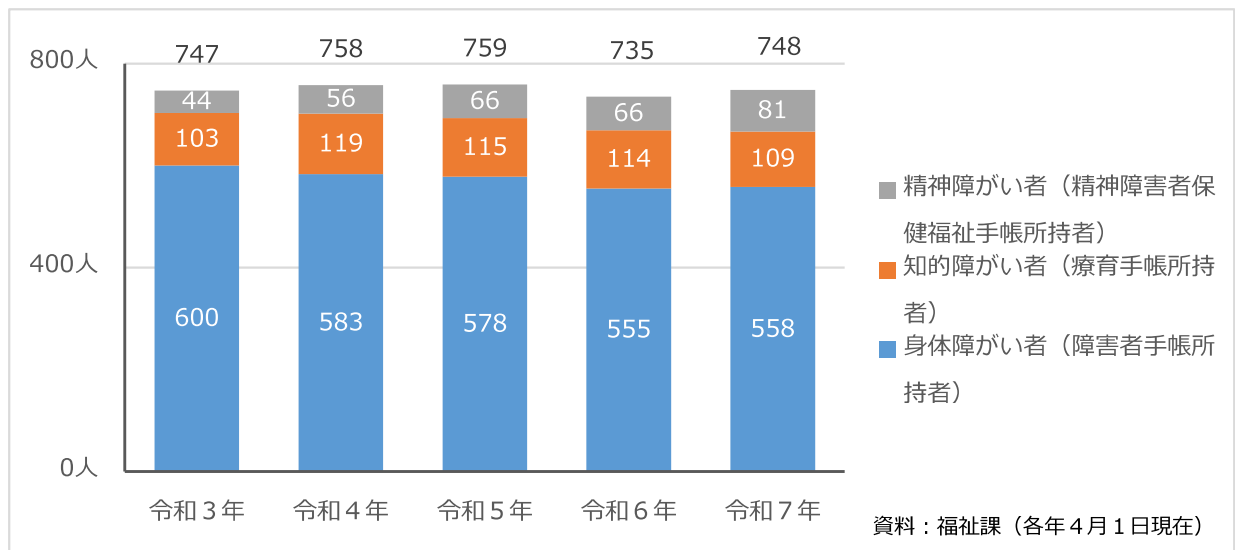


（3）障がい者の状況

障害者手帳所持者を基準として本町の障がい者数をみると、750 人前後の水準で推移しています。

障がい種別でみると、特に精神障がい者は増加しています。

■障がい者（手帳所持者）数の推移



3 住民アンケート調査結果

町内の住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

■ 調査対象・調査方法

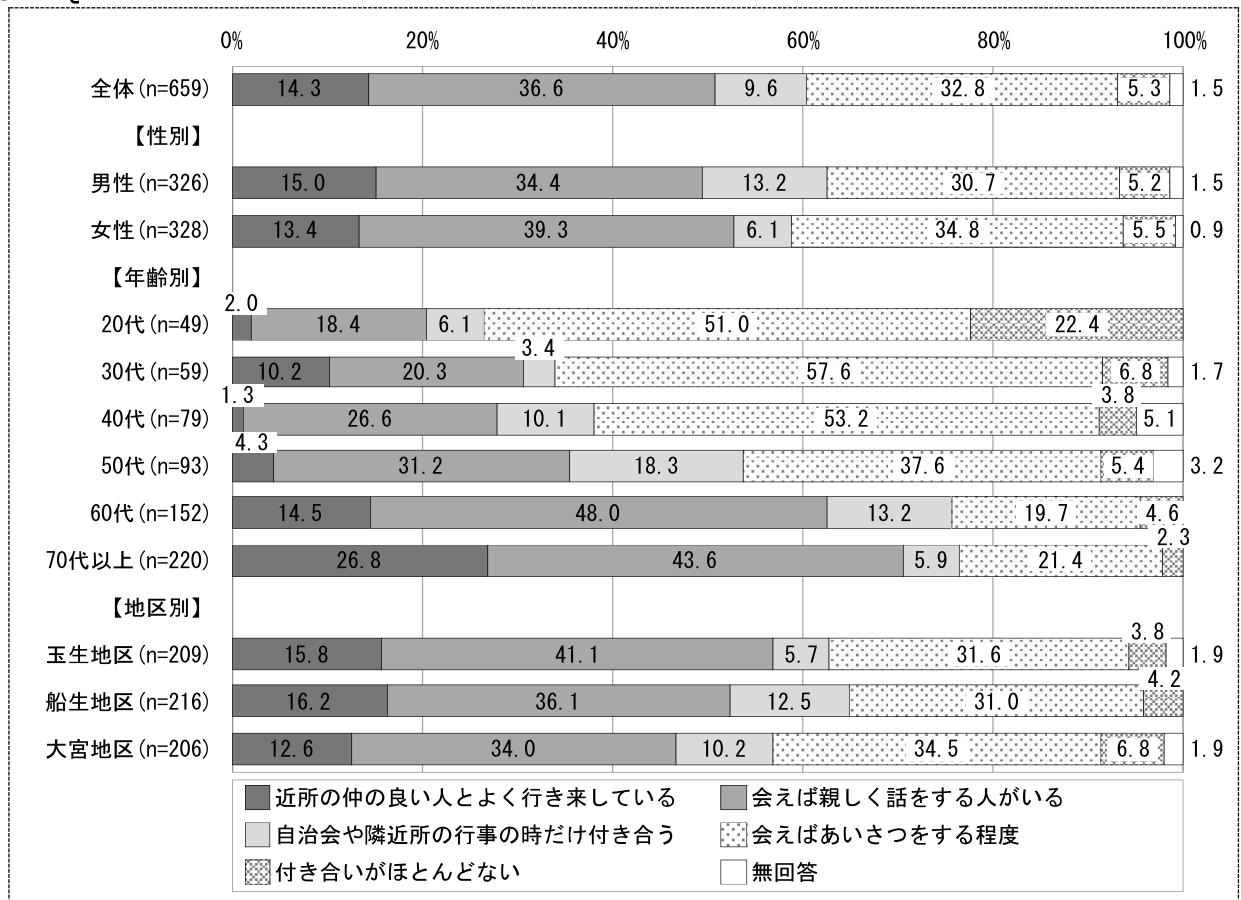
調査対象者	塩谷町に在住の方（18 歳以上）
調査数	1,500 件
調査方法	郵送配布・郵送、WEB 回収
調査時期	令和 7 年 2 月
調査票回収数	659 件
調査票回収率	43.9%

※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
- 回答率は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は 100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

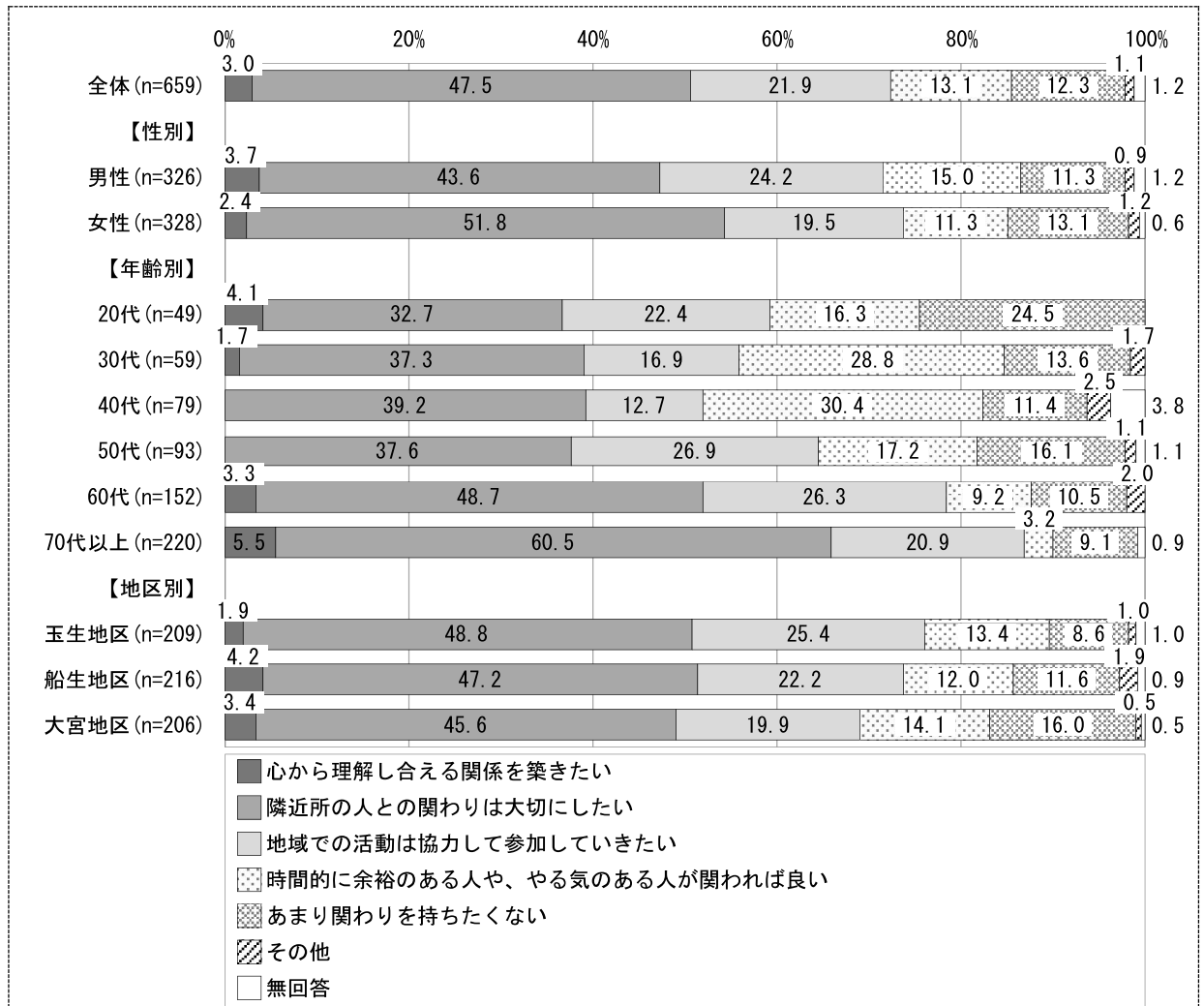
(1) 近隣との交流

① Q あなたは、近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。(1つだけに○)



▶全体では「会えば親しく話をする人がある」が36.6%と最も高く、「会えばあいさつをする程度」が32.8%、「近所の仲の良い人とよく行き来している」が14.3%と続いています。地区別では、大宮地区で「会えばあいさつをする程度」または「付き合いがほとんどない」と回答した割合が相対的に高くなっています。

② Q あなたは、今後近所の人との関わりをどのようにしたいですか。（1つだけに○）



▶全体では、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が47.5%と最も高く、「地域での活動は協力して参加していきたい」が21.9%、「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が関われば良い」が13.1%と続いています。

▶地区別にみると、いずれの地域も「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が最も多くなっている点で共通しており、特に玉生地区では48.8%と最も高くなっています。

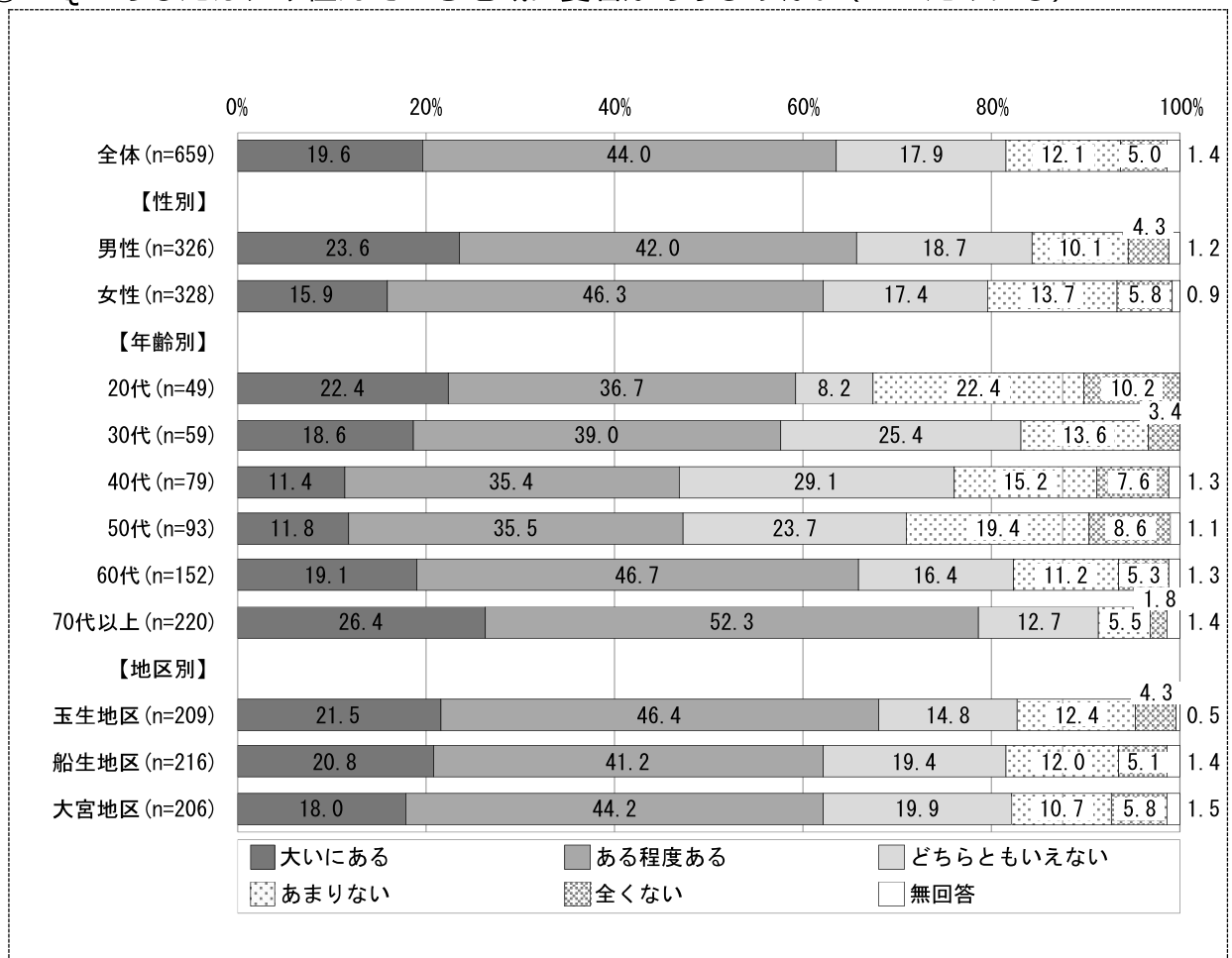
▶年齢別に見ると、特に60代、70代以上で「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が最も多くなっています。一方で、20代では「あまり関わりを持ちたくない」が24.5%と高く見られます。

▶近所との付き合い方の今後の希望については、いずれの地区も「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が最も多く、地域間でそれほど大きな差は見られません。

▶しかし、近所付き合いの今後の希望については年代別では違いが見られ、特に20代での近所との付き合い方の希望は上の年代よりも若干消極的な状況にあります。

(2) 地域に対する愛着

① Q あなたは、今住んでいる地域に愛着がありますか。(1つだけに○)

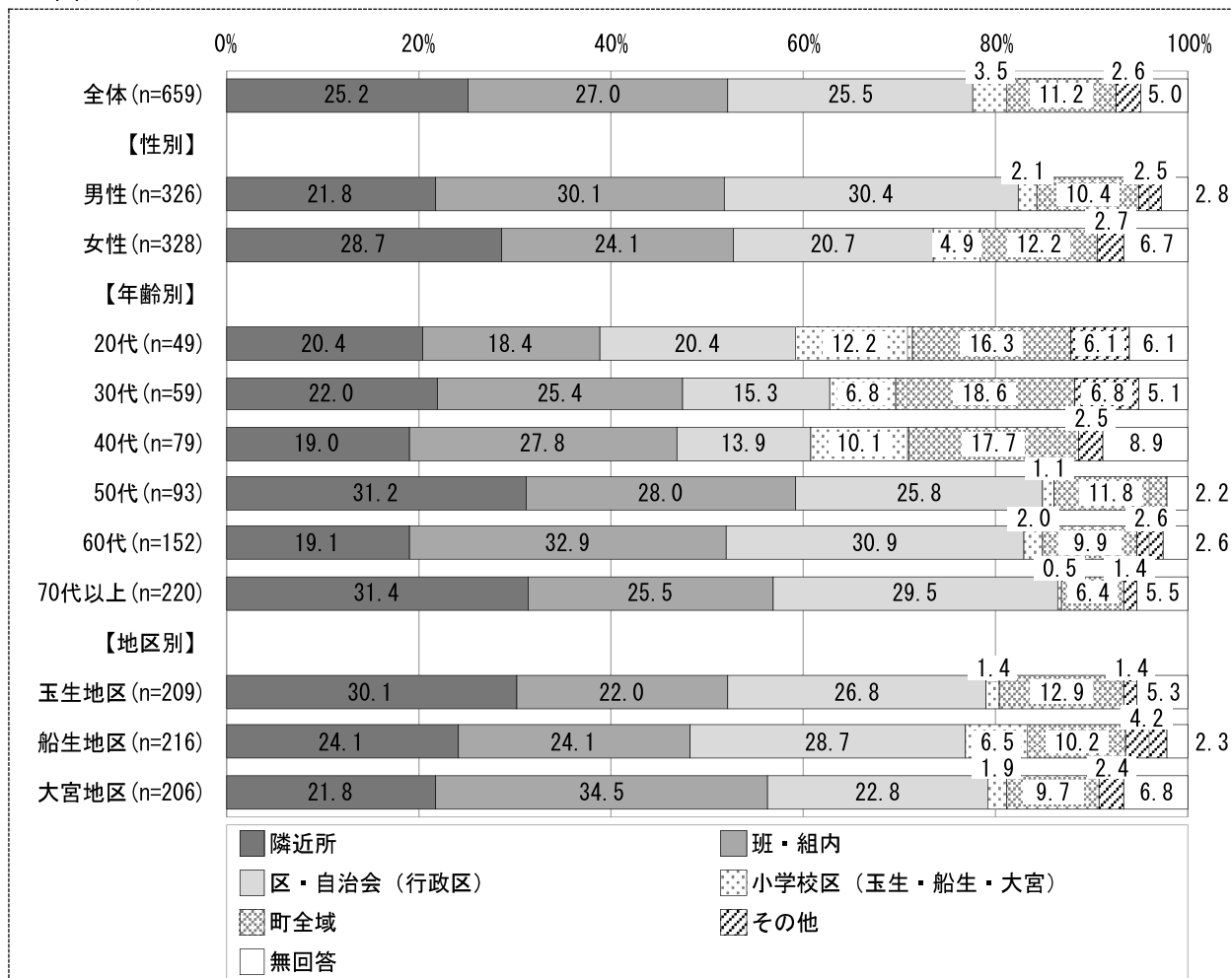


▶年代別にみると、『今住んでいる地域に愛着がある』割合は、70代以上が78.7%、20代が59.1%と高くなっています。一方で、「あまりない」「全くない」の回答割合は20代が最も高く、3割を超えています。

- ▶ 『今住んでいる地域に愛着がある』人は、70代以上に次いで20代が最も高く、高齢者と若い世代では地域への愛着が比較的深いことがうかがえます。
- ▶ 一方で、40代及び50代の中高年では『今住んでいる地域に愛着がある』が少し落ち込んでいるのが現状です。
- ▶ また、20代では『愛着がない』も32.6%と高く見られます。

(3) 「地域」の認識

Q あなたにとって、町民が互いに助け合いの活動ができる「地域」と考える範囲をお答えください

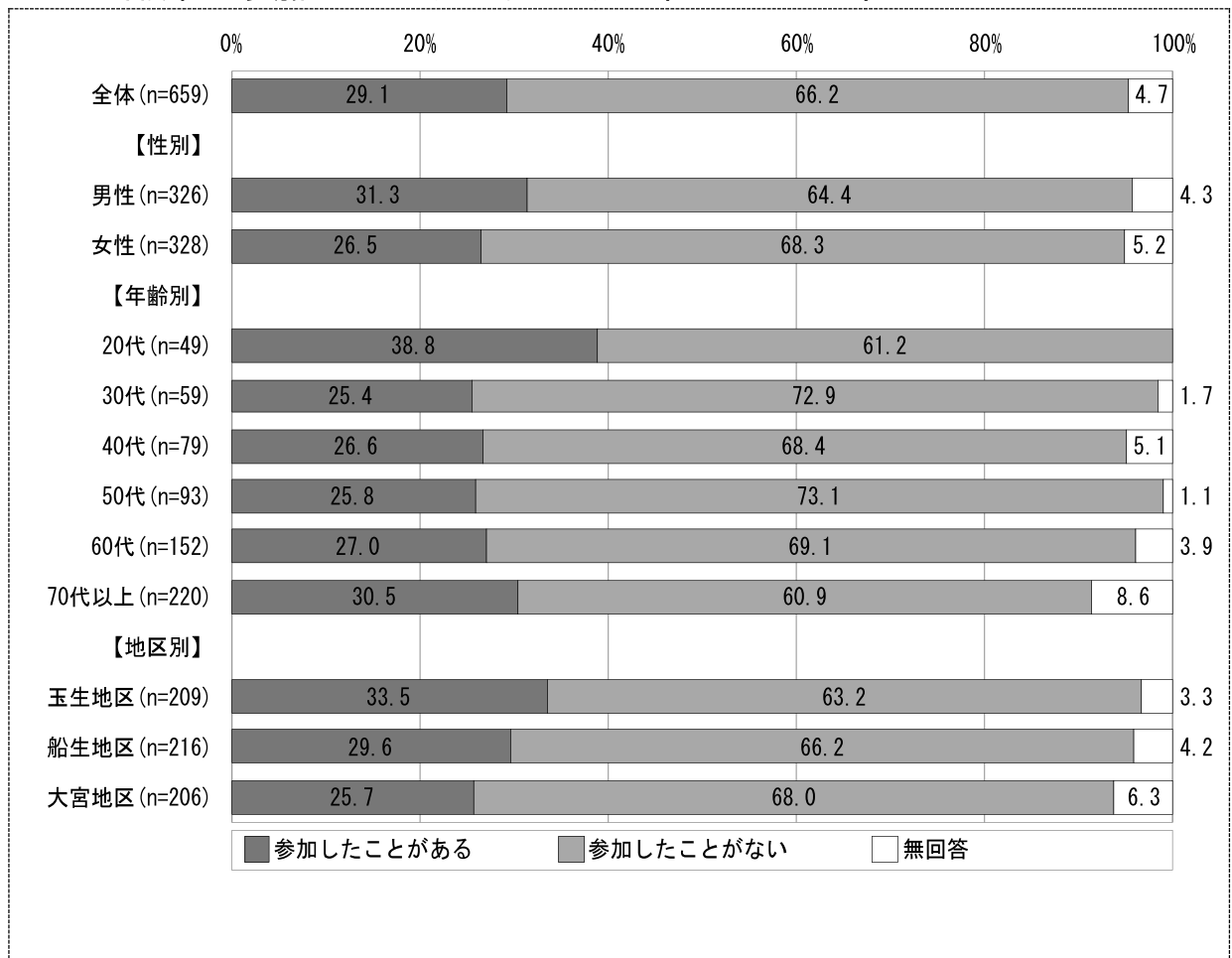


- ▶ 全体では、「班・組内」が27.0%と最も高く、「区・自治会 (行政区)」が25.5%、「隣近所」が25.2%と続いています。
- ▶ 性別では「区・自治会 (行政区)」は、男性 (30.4%) が女性 (20.7%) を9.7%上回っています。
- ▶ 地区別では、玉生地区で「隣近所」が30.1%と高くなっています。

- ▶ 「地域」範囲の捉え方・意識については、年代や性別によって違いが見られ、若い世代は上の年代に比べて広い範囲で捉える傾向がうかがえます。
- ▶ 50代以上の高齢世代では「班・組内」、「隣近所」、「区・自治会 (行政区)」が多い一方で、40代以下では「町全域」が比較的多く見られるなど、地域の認識は世代間で部分的に異なることがわかります。

(4) ボランティア活動

- ① Q あなたは、ボランティア活動（自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献する活動）に参加したことがありますか。（1つだけに○）



▶全体では、「参加したことがある」が29.1%、「参加したことがない」が66.2%となっています。

▶地区別では、大宮地区で「参加したことがない」が68.0%と高くなっています。

② Q あなたが参加したことのあるボランティア活動は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

※①でボランティア活動に「参加したことがある」と回答した方に調査

(%)	文化・スポーツに関する活動	地域交流・まちづくりに関する活動	自然・環境保護に関する活動	防災・防犯・交通安全に関する活動	高齢者支援に関する活動	災害援助・復興支援に関する活動	子育て支援に関する活動	青少年の健全な育成に関する活動	健康づくりに関する活動	障がい者支援に関する活動	国際交流・国際協力に関する活動	人権・男女共同参画に関する活動	生活困窮者支援に関する活動	その他	無回答
全体 (n=192)	34.9	31.3	27.1	20.3	18.8	14.1	12.0	10.9	10.4	7.8	4.2	3.1	0.5	3.1	1.0
【性別】															
男性 (n=102)	40.2	40.2	24.5	27.5	10.8	19.6	5.9	12.7	11.8	5.9	2.9	2.9	0.0	2.0	1.0
女性 (n=87)	28.7	20.7	31.0	12.6	28.7	6.9	18.4	9.2	9.2	9.2	4.6	3.4	1.1	4.6	1.1
【年齢別】															
20代 (n=19)	36.8	31.6	26.3	5.3	21.1	5.3	5.3	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0
30代 (n=15)	20.0	40.0	26.7	33.3	13.3	33.3	26.7	13.3	0.0	20.0	6.7	6.7	6.7	0.0	6.7
40代 (n=21)	28.6	4.8	14.3	9.5	9.5	28.6	9.5	9.5	0.0	19.0	4.8	0.0	0.0	9.5	0.0
50代 (n=24)	45.8	37.5	41.7	37.5	20.8	16.7	20.8	12.5	20.8	8.3	4.2	8.3	0.0	0.0	0.0
60代 (n=41)	41.5	26.8	29.3	17.1	9.8	12.2	14.6	17.1	9.8	4.9	4.9	7.3	0.0	2.4	2.4
70代以上 (n=67)	31.3	38.8	25.4	22.4	28.4	7.5	6.0	7.5	16.4	4.5	3.0	0.0	0.0	3.0	0.0
【地区別】															
玉生地区 (n=70)	40.0	37.1	27.1	21.4	24.3	12.9	10.0	10.0	7.1	8.6	7.1	5.7	0.0	2.9	2.9
船生地区 (n=64)	40.6	29.7	31.3	21.9	18.8	15.6	15.6	9.4	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0
大宮地区 (n=53)	22.6	28.3	24.5	17.0	13.2	11.3	7.5	15.1	13.2	7.5	5.7	3.8	1.9	3.8	0.0

▶性別では、「地域交流・まちづくりに関する活動」は、男性（40.2%）が女性（20.7%）を19.5%上回っています。

▶地区別にみると、上位3回答の構成は共通している中で、大宮地区のみ「地域交流・まちづくりに関する活動」が1位であり、玉生地区、船生地区では「文化・スポーツに関する活動」が1位に挙げられています。

③ Q あなたが、ボランティア活動に参加していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

※①でボランティア活動に「参加したことがない」と回答した方に調査

(%)	仕事や家事などが忙しい	活動内容や参加方法がわからない	一緒に参加する仲間がいない	人と接するのが好きではない	参加したい活動がない	病気・ケガがある	活動のための費用がない	ボランティア活動には関心がない	育児や介護を必要とする家族がいる	本来行政がやるべきことだと思うから	他に参加している活動がある	家族の理解が得られない	その他	特に理由はない	無回答
全体 (n=436)	47.9	22.0	12.8	12.4	10.3	10.3	9.4	7.3	6.9	3.9	1.4	1.1	3.2	13.5	0.9
【性別】															
男性 (n=210)	45.7	22.9	12.4	13.8	13.3	11.9	9.5	10.0	1.9	4.8	1.4	0.0	2.4	11.4	1.0
女性 (n=224)	50.0	21.0	13.4	11.2	7.6	8.9	9.4	4.9	11.6	3.1	1.3	2.2	4.0	15.6	0.9
【年齢別】															
20代 (n=30)	53.3	16.7	13.3	26.7	26.7	3.3	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	10.0	3.3
30代 (n=43)	65.1	14.0	9.3	14.0	9.3	2.3	16.3	9.3	16.3	4.7	2.3	0.0	0.0	18.6	0.0
40代 (n=54)	74.1	24.1	16.7	20.4	7.4	9.3	13.0	5.6	7.4	1.9	1.9	3.7	0.0	9.3	0.0
50代 (n=68)	58.8	26.5	8.8	13.2	13.2	5.9	8.8	8.8	8.8	1.5	0.0	0.0	0.0	13.2	0.0
60代 (n=105)	50.5	24.8	7.6	7.6	3.8	12.4	5.7	7.6	2.9	3.8	1.9	1.9	2.9	14.3	0.0
70代以上 (n=134)	23.9	19.4	18.7	9.0	11.9	15.7	11.2	3.7	7.5	6.7	1.5	0.7	6.7	14.2	2.2
【地区別】															
玉生地区 (n=132)	45.5	18.9	16.7	12.9	13.6	12.9	9.8	8.3	3.8	4.5	0.8	0.0	2.3	13.6	0.8
船生地区 (n=143)	52.4	25.9	14.0	16.1	7.7	7.7	10.5	7.7	9.8	4.9	2.1	1.4	1.4	9.8	1.4
大宮地区 (n=140)	45.7	20.0	7.1	7.1	9.3	10.0	7.1	4.3	7.9	2.1	1.4	1.4	5.0	16.4	0.7

▶性別では、「育児や介護を必要とする家族がいる」は、女性（11.6%）が男性（1.9%）を9.7%上回っています。

④ Q 今後、どのようなボランティア活動に参加したいですか。(あてはまるものすべてに○)

(%)	健康づくりに関する活動	地域交流・まちづくりに関する活動	自然・環境保護に関する活動	文化・スポーツに関する活動	高齢者支援に関する活動	防災・防犯・交通安全に関する活動	災害援助・復興支援に関する活動	子育て支援に関する活動	青少年の健全な育成に関する活動	障がい者支援に関する活動	生活困窮者支援に関する活動	国際交流・国際協力に関する活動	人権・男女共同参画に関する活動	その他	参加するつもりはない	無回答
全体 (n=659)	21.5	21.1	20.6	15.2	14.9	12.6	11.5	11.2	6.8	5.2	4.9	3.5	2.6	2.6	27.2	5.6
【性別】																
男性 (n=326)	20.2	22.4	23.9	18.4	10.7	15.3	13.5	5.8	7.7	2.8	4.0	1.8	2.8	2.8	27.3	4.6
女性 (n=328)	23.2	19.8	17.7	11.9	18.9	10.1	9.5	16.5	6.1	7.3	5.8	5.2	2.4	2.4	27.4	6.4
【年齢別】																
20代 (n=49)	10.2	18.4	18.4	18.4	10.2	6.1	8.2	18.4	14.3	2.0	2.0	6.1	0.0	0.0	44.9	2.0
30代 (n=59)	5.1	22.0	18.6	16.9	6.8	10.2	10.2	22.0	8.5	6.8	3.4	5.1	5.1	1.7	27.1	5.1
40代 (n=79)	17.7	19.0	15.2	17.7	10.1	13.9	13.9	20.3	11.4	8.9	7.6	3.8	2.5	1.3	27.8	5.1
50代 (n=93)	17.2	18.3	22.6	17.2	14.0	16.1	19.4	17.2	6.5	9.7	7.5	7.5	6.5	7.5	23.7	5.4
60代 (n=152)	23.7	18.4	25.7	13.8	14.5	13.8	16.4	7.2	4.6	3.9	6.6	2.0	3.3	3.3	27.0	2.0
70代以上 (n=220)	30.9	25.5	20.0	12.7	20.5	11.8	5.0	3.6	5.0	2.7	2.7	1.4	0.5	1.4	25.0	9.5
【地区別】																
玉生地区 (n=209)	22.5	26.3	23.0	14.4	15.8	12.4	12.9	12.4	8.6	7.7	6.7	3.3	2.4	1.4	24.9	3.8
船生地区 (n=216)	24.5	22.7	20.4	17.6	17.1	11.1	11.1	11.6	7.9	4.2	4.2	3.7	2.8	3.2	24.1	6.9
大宮地区 (n=206)	18.4	16.0	19.4	13.6	11.7	13.6	10.7	10.2	4.4	3.4	3.4	3.4	2.4	2.9	31.6	5.8

▶性別では「子育て支援に関する活動」は、女性（16.5%）が男性（5.8%）を10.7%上回っています。

▶年齢別では、30代で「子育て支援に関する活動」が22.0%と高くなっています。

▶地区別では、玉生地区で「地域交流・まちづくりに関する活動」が26.3%と高くなっています。

- ▶活動内容は「文化・スポーツ」「地域交流・まちづくり」が多く、地域による大きな差は見られません。
- ▶今後のボランティア活動への意向について、「参加するつもりはない」が3割近くを占めており、さらなる参加意識の向上を促進していく必要があります。

(5) 地域での助け合い

- ① Q 住民に日常生活で困ったことが起きた場合、誰が手助けをすべきだと思いますか。(3つまで○)

(%)	行政機関 (町役場など)	支援を必要とする人の家族	福祉介護サービスを提供する 施設や事業者	地域の住民	社会福祉協議会	民生委員・児童委員	区・自治会 (行政区)	わからない	ボランティア団体・NPO法人	その他	無回答
全体 (n=659)	63.9	56.9	25.2	21.4	18.4	11.2	11.2	7.3	6.5	1.2	4.9
【性別】											
男性 (n=326)	65.3	56.4	19.6	25.2	19.0	12.3	13.5	8.3	6.7	1.5	3.4
女性 (n=328)	62.2	57.0	31.1	17.4	17.7	10.4	8.5	6.4	6.4	0.9	6.4
【年齢別】											
20代 (n=49)	57.1	57.1	26.5	28.6	16.3	6.1	14.3	16.3	10.2	2.0	2.0
30代 (n=59)	66.1	55.9	20.3	16.9	28.8	11.9	10.2	8.5	16.9	0.0	1.7
40代 (n=79)	69.6	63.3	25.3	20.3	17.7	6.3	10.1	10.1	7.6	1.3	2.5
50代 (n=93)	63.4	53.8	22.6	12.9	16.1	6.5	7.5	10.8	8.6	3.2	4.3
60代 (n=152)	65.8	60.5	29.6	21.7	15.8	14.5	11.2	3.9	2.6	2.0	3.3
70代以上 (n=220)	60.9	53.2	24.5	24.5	18.6	14.1	11.8	5.0	4.5	0.0	8.6
【地区別】											
玉生地区 (n=209)	62.7	58.4	25.8	19.6	18.7	13.4	12.9	5.3	6.7	1.0	7.2
船生地区 (n=216)	61.1	56.0	29.2	25.9	17.1	9.7	10.6	8.8	7.9	1.9	2.8
大宮地区 (n=206)	67.0	57.3	20.4	19.4	18.9	11.2	11.2	7.3	5.8	1.0	4.9

▶全体では、「行政機関（町役場など）」が63.9%と最も高く、「支援を必要とする人の家族」が56.9%、「福祉介護サービスを提供する施設や事業者」が25.2%と続いています。

② Q 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。（3つまで○）

(%)	活動の内容や場所などの情報提供の充実	活動費・運営費などの資金的な援助	活動に関わる人材やリーダーの育成	活動の相談・専門・職員の指導を担う	活動の拠点となる場の整備	支援をする人と受ける人のコーディネート（調整）	地域の福祉活動の意義と重要性の周知	活動に必要な専門に関する知識や技術に関する研修や	その他	特にない	無回答
全体 (n=659)	46.3	31.6	29.7	28.1	26.9	15.6	11.7	9.0	2.4	10.9	7.9
【性別】											
男性 (n=326)	42.0	34.7	34.7	26.7	28.8	14.1	12.0	10.1	2.8	13.5	4.6
女性 (n=328)	50.3	27.7	24.4	29.9	25.3	17.1	11.6	7.9	2.1	8.5	11.3
【年齢別】											
20代 (n=49)	46.9	26.5	22.4	22.4	32.7	8.2	10.2	4.1	0.0	26.5	0.0
30代 (n=59)	35.6	39.0	25.4	20.3	28.8	22.0	11.9	20.3	5.1	15.3	1.7
40代 (n=79)	48.1	36.7	32.9	21.5	29.1	21.5	10.1	8.9	1.3	10.1	5.1
50代 (n=93)	37.6	35.5	24.7	29.0	28.0	15.1	20.4	10.8	5.4	10.8	6.5
60代 (n=152)	51.3	32.2	29.6	32.2	27.6	17.1	11.2	11.8	3.9	11.2	3.9
70代以上 (n=220)	48.6	25.9	33.2	30.5	23.2	12.3	9.5	4.5	0.5	6.4	15.9
【地区別】											
玉生地区 (n=209)	46.9	32.5	33.5	23.9	33.0	14.8	11.0	9.1	1.4	9.1	9.1
船生地区 (n=216)	48.6	28.2	27.8	32.9	28.2	16.2	13.0	8.3	2.8	11.1	4.6
大宮地区 (n=206)	43.2	32.5	28.6	26.7	20.9	16.5	10.7	8.3	3.4	11.7	9.7

▶全体では、「活動の内容や場所などの情報提供の充実」が46.3%と最も高く、「活動費・運営費などの資金的な援助」が31.6%、「活動に関わる人材やリーダーの育成」が29.7%と続いています。

▶性別では「活動に関わる人材やリーダーの育成」は、男性（34.7%）が女性（24.4%）を10.3%上回っています。

▶年齢別では、30代で「活動費・運営費などの資金的な援助」が39.0%と高くなっています。

- ▶地域での助け合いの担い手として、性別、年齢、地域を問わず「行政機関（町役場など）」への期待が高くなっています。
- ▶地域での助け合い活動の今後については、活動情報の周知、活動費用の援助などが大きな要望として挙げられています。

(6) 塩谷町を住みやすいまちにするために重点的に取り組むべきこと

Q 今後、塩谷町をより住みやすいまちにするために重点的に取り組むべきことは何だと思いますか。(主なもの5つまでに○)

(%)	交通の利便性の確保	福祉や介護サービスの充実	行政からの情報提供の充実	地域の生活課題の早期発見	快適な生活環境づくり	防犯・防災への取り組み	地域住民同士の支え合い	身近なところでの相談窓口の充実	住民が交流できる場所、拠点づくり	子どもの学習支援や子ども食堂	隣近所などの協力による見守り	生活困窮者の生活や就労の支援	子どもからお年寄りまでの世代間交流	地域活動のリーダーの発掘・育成	道路、建物などのバリアフリー化の推進	障がい者や外国人などの多様な交流	その他	無回答
全体 (n=659)	56.0	46.9	33.5	30.3	30.2	23.5	23.4	23.2	17.0	12.9	11.5	11.1	10.9	10.3	6.2	1.5	5.9	5.3
【性別】																		
男性 (n=326)	52.1	46.3	34.4	30.7	31.3	27.0	27.9	21.5	18.4	11.0	9.8	10.7	11.0	11.3	6.7	1.5	7.4	4.3
女性 (n=328)	59.8	46.6	33.2	30.5	28.7	20.1	18.9	24.7	15.5	14.9	13.4	11.6	11.0	8.8	5.8	1.5	4.6	6.4
【年齢別】																		
20代 (n=49)	49.0	28.6	16.3	26.5	38.8	12.2	22.4	8.2	28.6	16.3	6.1	8.2	18.4	6.1	12.2	6.1	8.2	2.0
30代 (n=59)	54.2	40.7	28.8	22.0	30.5	23.7	10.2	10.2	11.9	37.3	6.8	15.3	13.6	8.5	8.5	5.1	13.6	1.7
40代 (n=79)	59.5	38.0	27.8	34.2	32.9	19.0	10.1	21.5	12.7	26.6	2.5	17.7	8.9	15.2	10.1	0.0	5.1	3.8
50代 (n=93)	55.9	43.0	30.1	22.6	35.5	28.0	15.1	25.8	8.6	10.8	5.4	11.8	5.4	9.7	7.5	1.1	14.0	5.4
60代 (n=152)	56.6	52.6	41.4	35.5	29.6	27.6	27.0	28.3	19.1	9.9	14.5	11.8	9.2	11.2	3.3	1.3	3.3	3.3
70代以上 (n=220)	56.4	52.7	37.3	32.3	25.5	23.6	33.2	25.5	19.1	4.1	18.2	7.7	12.7	9.1	4.5	0.0	2.3	9.1
【地区別】																		
玉生地区 (n=209)	53.1	44.0	33.0	28.2	30.6	25.4	23.4	22.5	17.7	12.4	13.4	9.1	13.9	9.1	3.8	1.0	6.2	7.2
船生地区 (n=216)	61.6	49.1	35.6	33.8	31.0	24.5	22.7	22.7	16.7	13.4	12.5	10.2	7.4	6.9	1.4	6.9	3.7	
大宮地区 (n=206)	53.4	46.6	32.5	28.6	28.2	20.4	25.7	21.8	18.0	12.6	9.7	9.2	10.2	13.1	7.8	2.4	4.9	5.8

- ▶塩谷町をより住みやすいまちにするために重点的に取り組むべきことを尋ねたところ、「交通の利便性の確保」、「福祉や介護サービスの充実」が多く挙げられています。
- ▶地区別にみると、いずれの地区においても「交通の利便性の確保」が1位、「福祉や介護サービスの充実」が2位に挙げられている点で共通しています。
- ▶玉生地区、大宮地区では「快適な生活環境づくり」が船生地区に比べて低くなっています。船生地区では「地域の生活課題の早期発見」が相対的に高い割合を占めています。

- ▶町の重要な取組としては、地域を問わず「交通の利便性の確保」、「福祉や介護サービスの充実」が強く望まれています。
- ▶交通・福祉以外の重要な取組については、「快適な生活環境づくり」、「行政からの情報提供の充実」、「地域の生活課題の早期発見」が上位に挙げられるなど、地域によって意見に違いが見られ、住民のニーズの地域特性を踏まえながら検討していくことが重要です。

4 庁内関係課アンケート調査結果

本評価は、塩谷町地域福祉計画策定の基礎資料とするために、現行計画の3つの基本目標ごと、それぞれに位置づけられている施策について、施策ごとに、「AからEの達成度」、「次期計画に向けて、考えられる課題や必要な取組」、「拡充」、「維持」、「効率化・統合」、「休・廃止」の方向について、評価基準日を令和8年3月31日（令和7年度終了）時点として、担当課の職員が自己評価を行ったものです。

●基本目標

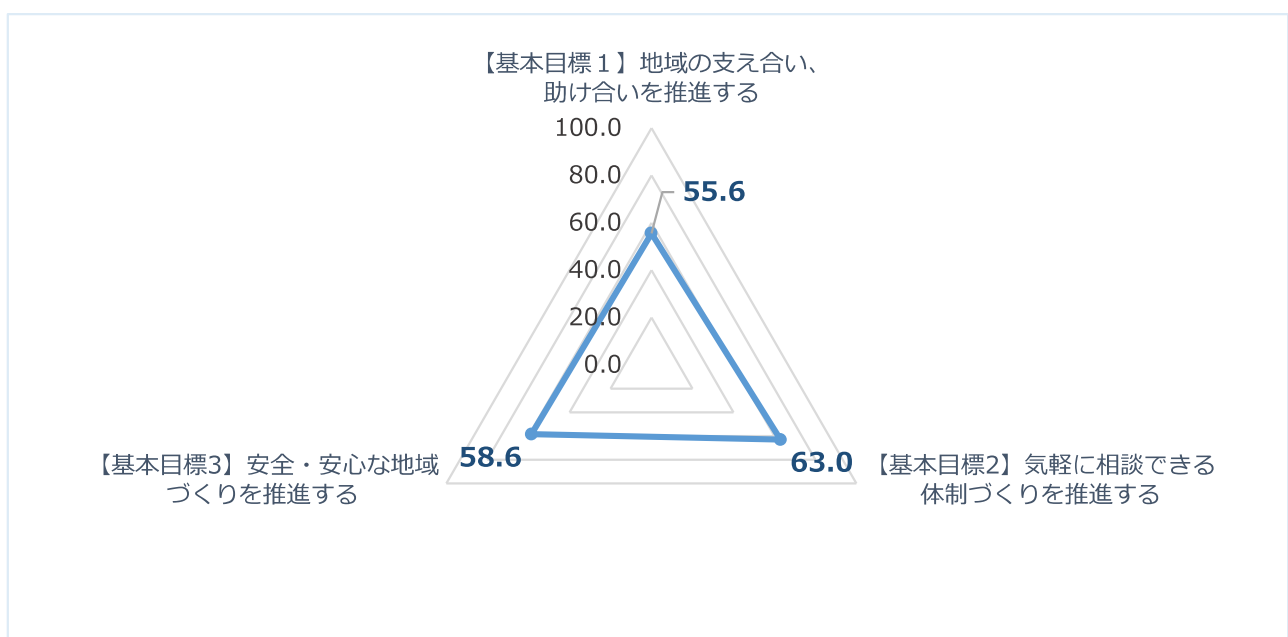
1	地域の支え合い、助け合いを推進する
2	気軽に相談できる体制づくりを推進する
3	安全・安心な地域づくりを推進する

（1）全体の評価結果

施策の達成状況によりA～Eの評価を行い、それをもとに施策ごとの採点（A=100、B=80、C=60、D=40、E=20に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点の平均は59.2点となっています。

また、基本目標ごとの評価点の平均は、基本目標1『地域の支え合い、助け合いを推進する』が55.6、基本目標2『気軽に相談できる体制づくりを推進する』が63.0、基本目標3『安全・安心な地域づくりを推進する』が58.6となっています。

●基本目標ごとの評価点



(2) 今後の方向

施策ごとの今後の方向では、「拡充」が10、「維持」が35、「効率化・統合」が1、「休・廃止」は6となっています。

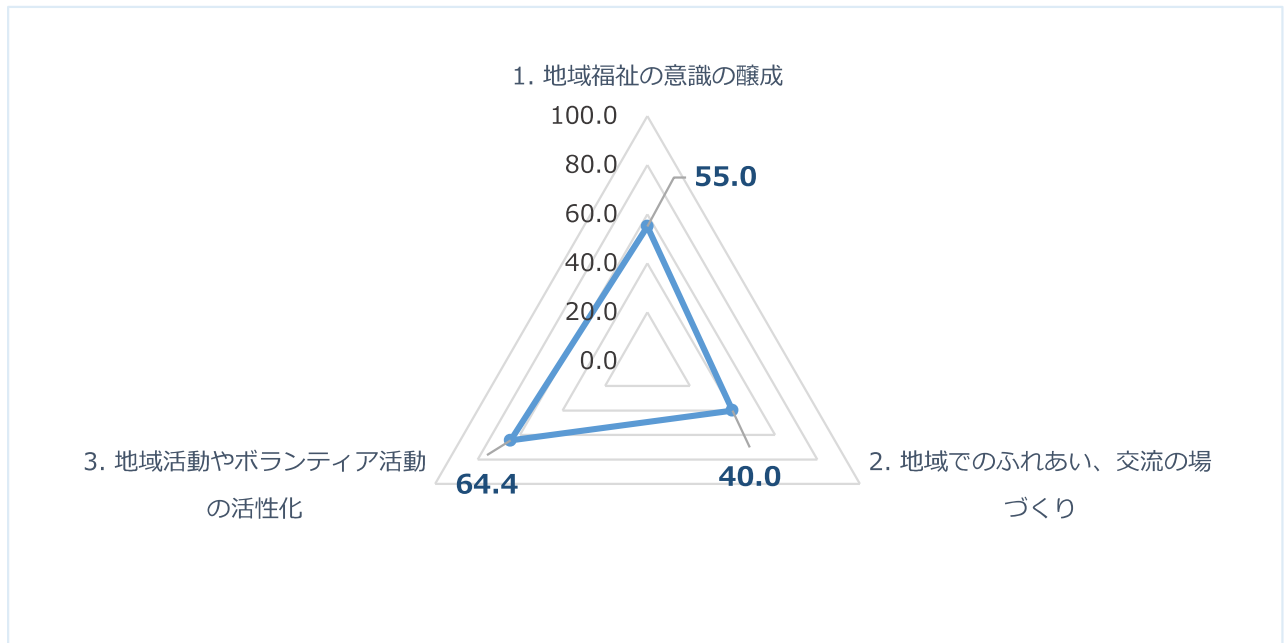
●施策ごとの方向

基本目標		施策の方向	「拡充」	「維持」	「効率化・ 統合」	「休・ 廃止」	計
1	地域の支え合い、助け合いを推進する		0	15	0	3	18
2	気軽に相談できる体制づくりを推進する		4	14	0	2	20
3	安全・安心な地域づくりを推進する		6	6	1	1	14
計			10	35	1	6	52

(3) 分野ごとの評価結果

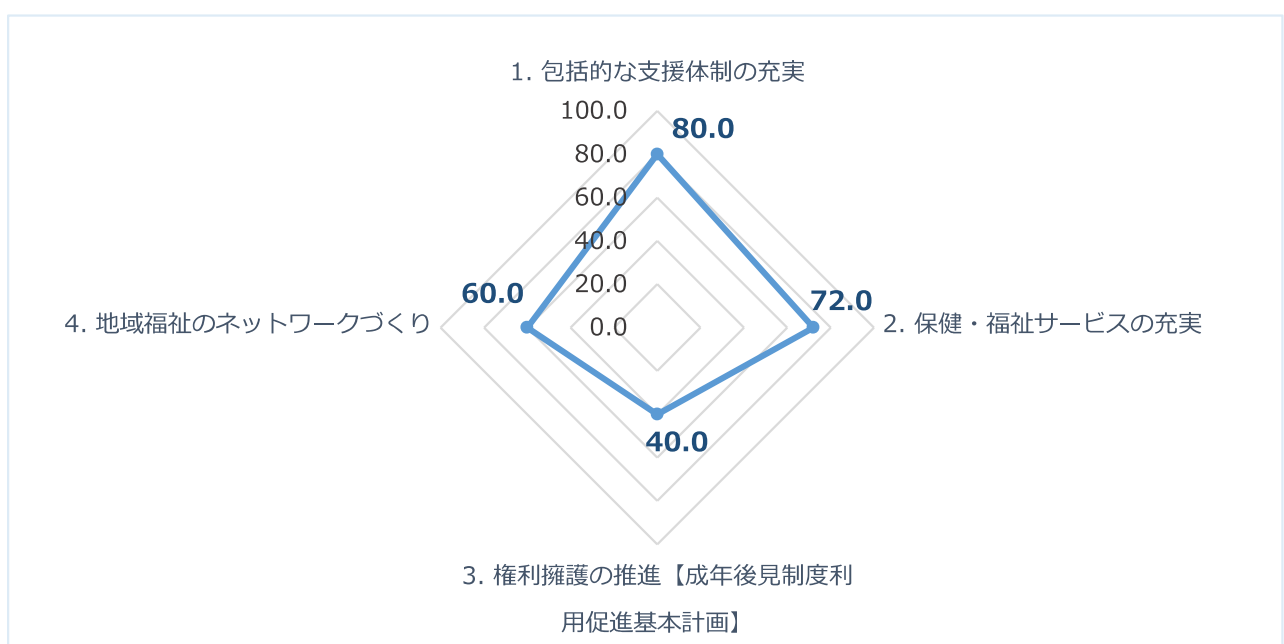
①地域の支え合い、助け合いを推進する

●主な取組ごとの評価点



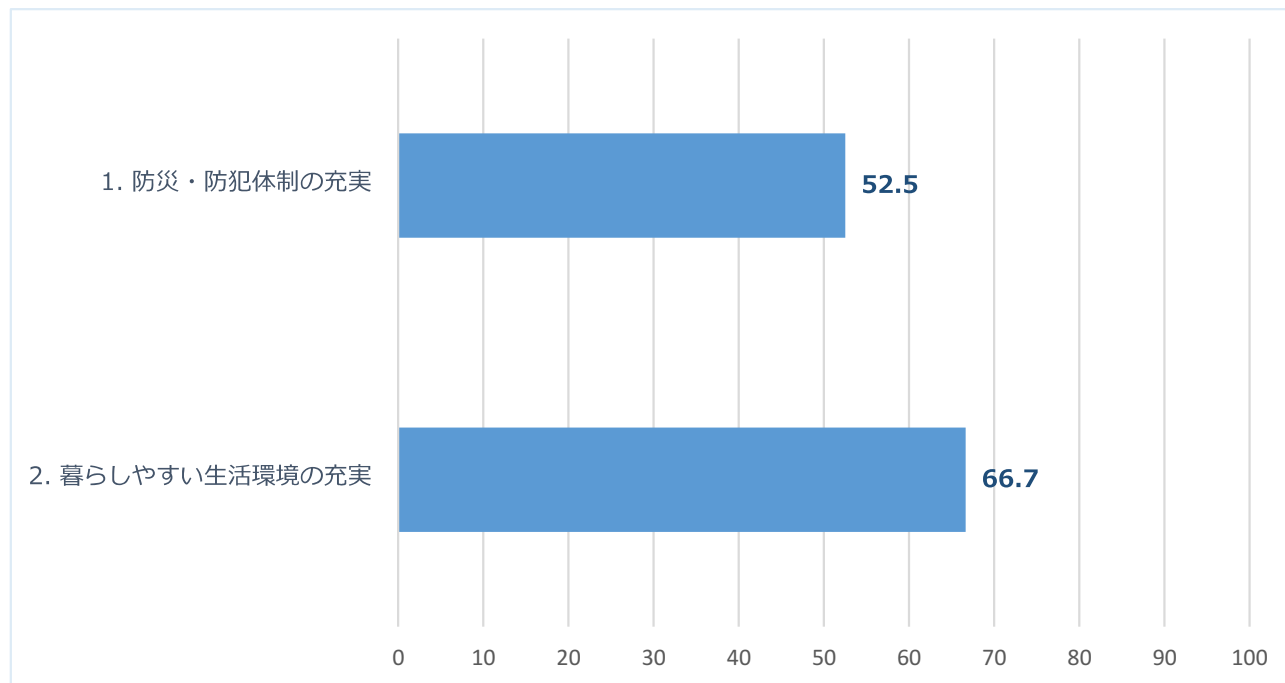
②気軽に相談できる体制づくりを推進する

●主な取組ごとの評価点



③安全・安心な地域づくりを推進する

●主な取組ごとの評価点



5 関係団体アンケート調査結果

地域福祉に関わりのある町内団体の活動状況やニーズを把握し、今後の計画づくりに反映することを目的として本調査を実施しました。

調査対象者	町内で活動する福祉団体等
調査数	4団体
調査方法	郵送配布・回収
調査時期	令和7年6月
調査票回収数	4件
調査票回収率	100%

【結果】

Q 活動している地域の様子について教えてください。特に、困りごとを抱えた人がいる場合は、わかっている状況について、詳しく教えてください。(自由回答)

- 子育てについて困っている人がいる
- 行政と地域住民をつなぐパイプ役として活動、生活に困窮している住民がいる
- 高齢者が車の運転を知り合いに頼むなど、住民の中での助け合いが行われている一方で、親族や地域から孤立していて共助や公的サービスを受けられない方もいる
- (近隣地域では) 気になることは特にない

Q 地域の困りごとを解決するために必要なことは何だと思いますか。(自由回答)

- 関係機関との連携
- 気軽に話せる町の相談窓口等
- 潜在的な困りごとを支援者側が見つけていく働き
- 困りごとをグループ化し、それに対する公的、非公的を兼ね合わせた支援策の提供、創設など
- 地域内での話し合い。個人、所属組織を問わない意見交換

Q 現在の活動で課題となっていることは何ですか。また、今後、活動を進めていく上で課題となっていることについても教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

番号	選択肢	回答数(人)	割合(%)
1	活動の財源確保	2	11.1
2	活動のマンネリ化	1	5.6
3	活動を担う人材・マンパワー	4	22.2
4	構成員の高齢化	3	16.7
5	活動拠点・施設の設備	3	16.7
6	情報・他団体との連携・ネットワーク	3	16.7
7	町内の参加意識	2	11.1
8	その他	0	0.0
9	特にない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	18	100.0

Q 貴団体が活動をしていく上で、役場に望むことはどのようなことですか。(あてはまる番号すべてに○)

番号	選択肢	回答数(人)	割合(%)
1	団体や活動についての PR	0	0.0
2	活動上必要な情報の提供	2	18.2
3	活動場所の提供	2	18.2
4	会員募集の支援	0	0.0
5	リーダーの養成支援	0	0.0
6	経済的支援（活動資金など）	2	18.2
7	他団体とのネットワーク化	2	18.2
8	団体運営上の助言	1	9.1
9	設備・備品の充実	2	18.2
10	成果の発表の場の提供	0	0.0
11	その他	0	0.0
12	特にない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	11	100.0

Q 地域での助け合いや支え合いの活動の輪を広げるために、今後特にどのようなことが重要だと思いますか。(○印は3つまで)

番号	選択肢	回答数(人)	割合(%)
1	学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を充実する	1	8.3
2	地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする	0	0.0
3	地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する	1	8.3
4	地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつけるための調整の場や組織を充実する	4	33.3
5	介護方法やボランティア活動の方法等に関する地域での学習機会を充実する	0	0.0
6	地域活動や福祉活動等に携わる人やリーダーの養成を充実する	2	16.7
7	地域活動や福祉活動等に関する相談・指導を行う専門職員を充実する	2	16.7
8	地域で行う活動の拠点となる場を整備する	1	8.3
9	地域におけるいろいろな活動への資金面の援助を充実する	1	8.3
10	スポーツや文化教養活動の環境整備	0	0.0
11	その他	0	0.0
12	特に必要ない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	12	100.0

Q 今後、地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきことは何だと思いますか。(〇印は3つまで)

番号	選択肢	回答数(人)	割合(%)
1	ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援	1	8.3
2	住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など）	3	25.0
3	身近なところでの相談窓口の充実	1	8.3
4	困難や家庭問題を抱える子どもやその家庭を地域で支える仕組みの充実	2	16.7
5	高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実	2	16.7
6	保健福祉に関する情報提供や案内の充実	1	8.3
7	健康増進・維持のための相談や講座等の充実	1	8.3
8	健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	0	0.0
9	悪徳商法などから高齢者・障がい者の財産や権利を守る取り組み	0	0.0
10	福祉施設や事業者の特徴や質を（客観的に）評価する仕組みの充実	1	8.3
11	福祉教育の充実や町民の福祉意識を高める工夫	0	0.0
12	高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備	0	0.0
13	公共施設等のバリアフリー化の推進	0	0.0
14	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	12	100.0

6 課題の整理

本町の各アンケート調査から、地域福祉に関わる課題をまとめました。

(1) 地域の支え合い・助け合いの意識の醸成と担い手の育成

地域福祉活動を推進する上では、地域内での支え合いや助け合いの意識を高めることが不可欠です。住民アンケート調査では、「隣近所との関わりは大切にしたい」との意見が広く見られる一方で、若年層ではその意識がやや消極的であり、地域への関心や関わり方に世代間で差があることが明らかとなりました。また、20代では地域に愛着を持つ人の割合が比較的高い一方で、「愛着がない」とする声も一定数見られるなど、価値観の二極化が進んでいます。

さらに、地域活動やボランティア活動に関しては、「活動を担う人材が不足している」「構成員の高齢化」などの課題が行政、団体側から挙げられており、今後の持続的な地域福祉の担い手育成が喫緊の課題となっています。活動への参加者を広げていくためには、福祉に対する理解を深める講演会や広報活動の実施に加え、ボランティアへの参加を促す機会の提供や相談・紹介体制の整備が求められます。加えて、若年層をはじめとした多様な世代が地域への愛着を持ち、支え合いに参加できるような交流機会の創出が重要です。

(2) 気軽に相談できる体制と見えにくい困りごとへの対応

少子高齢化や核家族化の進行により、地域とのつながりが希薄化し、支援が届きにくい世帯が増えています。アンケートでは「気軽に話せる町の相談窓口の整備」や「関係機関との連携」が、地域課題解決に必要な要素として挙げられており、住民が困りごとを早期に相談できる体制づくりの必要性が改めて認識されています。自由記述からは、生活困窮や孤立など、公的支援や共助が届いていない住民がいる状況も報告されています。

また、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人について、生活や財産を守り、契約等を代わりに行うことを法律的に支援する権利擁護支援に関する地域連携も大きな課題として挙げられています。町が中心となり、多職種連携による総合的な地域福祉ネットワークを構築するとともに、地域福祉のコーディネート機能強化を図り、課題把握から解決までを円滑にし、より広く強いつながりをつくることが求められています。

（３）誰も取り残さない安全・安心な地域づくりの推進

塩谷町においては、「交通の利便性の確保」や「福祉・介護サービスの充実」が住民にとって重要な取組として挙げられています。特に超高齢化社会の進展により、小規模化する行政区や交通手段の確保が困難となっている地区もあり、移動支援や地域拠点の再編などを含めた対応が必要です。加えて、高齢者の増加に伴い避難行動要支援者の増加も見込まれており、防災計画においても福祉の視点を重ねた対応が求められます。

また、住民の安全を守るためには、見守り活動や防犯パトロールなど、地域が主体となった取組の充実が重要です。アンケートでは、「行政に期待する支援」として、活動拠点の提供やネットワーク化、経済的支援が挙げられており、こうした活動を下支えする基盤整備も重要な要素といえます。さらに、地域で助け合いの輪を広げるためには、手助けをしたい人と支援を求める人をつなぐ調整機能を持つ場や組織の整備も不可欠です。福祉と防災が連携した地域づくりを進めることで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指す必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化していることから、住民が住み慣れた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

そのためには、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

本計画では、町の振興計画の将来像を踏まえ、「豊かな自然に育まれ 人と人がつながり 安全安心に暮らせる塩谷町」を基本理念とします。

豊かな自然に育まれ 人と人がつながり

安全安心に暮らせる塩谷町

これまでの福祉は、どちらかといえば行政から地域住民に提供するサービスや支援などが主体でしたが、今後は多様な生活課題に地域全体で取り組んでいくことが求められます。そのため、住民、地域、行政の協働を推進し、自助・共助・公助が相まって、互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが重要となります。

この基本理念のもと、自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、住民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

2 基本目標

基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する

誰もが安心するまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

住民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化、住民の減少など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気づける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

また、日常的な集まりや地域の見守り活動を進めることで、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを図ります。

基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する

多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

また、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。また、判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、成年後見制度[※]の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

地域でいつまでも安全・安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や、

※成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

3 重点プロジェクト

基本目標に沿った重点プロジェクトを掲げます。

プロジェクト1 地域活動やボランティア活動の活性化

社会経済情勢や価値観・生活様式の多様化が進み、介護や子育てなどの悩みや不安を抱え、支援や助言などを必要とする人が増えています。また、人との交流やコミュニケーションが苦手な人、ボランティアへの関心が薄い人なども多くなってきています。

地域福祉活動におけるボランティアの意義を広く啓発するとともに、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むなど、地域の特性を活かした工夫を図ることが必要です。

特に、健康づくり（介護予防）活動、高齢者同士の支援活動、地域包括ケアシステムを推進していく観点からも、ボランティアが地域の支え合いや助け合いの仕組みづくりの重要な鍵を担うと考えられます。

【具体的な取組】

地域活動やボランティア活動への参加・参画促進

○地域活動やボランティア活動に興味のある人が積極的に地域行事やイベントに参加できるように、地域ボランティア活動への登録制度を創設するとともに幅広く周知します。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人材育成と 発掘促進				

ボランティア活動への支援

○ボランティアセンターやボランティアポイントを創設し、町民の誰もがボランティア活動に取り組めるような環境を整備します。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
検討	関係機関と協議			試行

シルバー人材センターなどの活動支援・連携

○町民の誰もが利用しやすいシルバー人材センターや社会福祉協議会となるよう広報活動や啓発活動を支援するとともに、業務のサポート体制を構築します。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施				

プロジェクト2 包括的な支援体制の充実

本町では、町の各担当課の窓口のほか、地域包括支援センター・子育て世代包括支援センターなどの専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業者などとの連携のもと、必要な方に支援やサービスが適宜提供される体制の充実に努めています。

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇に伴い、いわゆる「8050 世帯（80 代の高齢者が 50 代の社会的に孤立している子どもの生活を支える問題）」や「ダブルケア（同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加するなど、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

このような問題にも対応するため、介護・障がい・子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備するとともに、町の保健・健康増進・地域福祉等の機能を兼ね備えた総合福祉センター（仮称）の整備を検討していく必要があります。

【具体的な取組】

重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組

- 重層的支援とは多様化・複雑化した福祉ニーズに対応するため、既存の高齢、障がい、児童等の制度ごとの縦割りを超えて包括的にかかわる新たな相談支援の仕組みです。
- 高齢者、障がい者、こどもなど属性や世代を問わずに包括的に受け止める「相談支援」、社会とのつながりを作るための「参加支援」、交流や参加、学びの場となる「地域づくり」を一体的に整備する重層的支援体制整備事業に取り組みます。

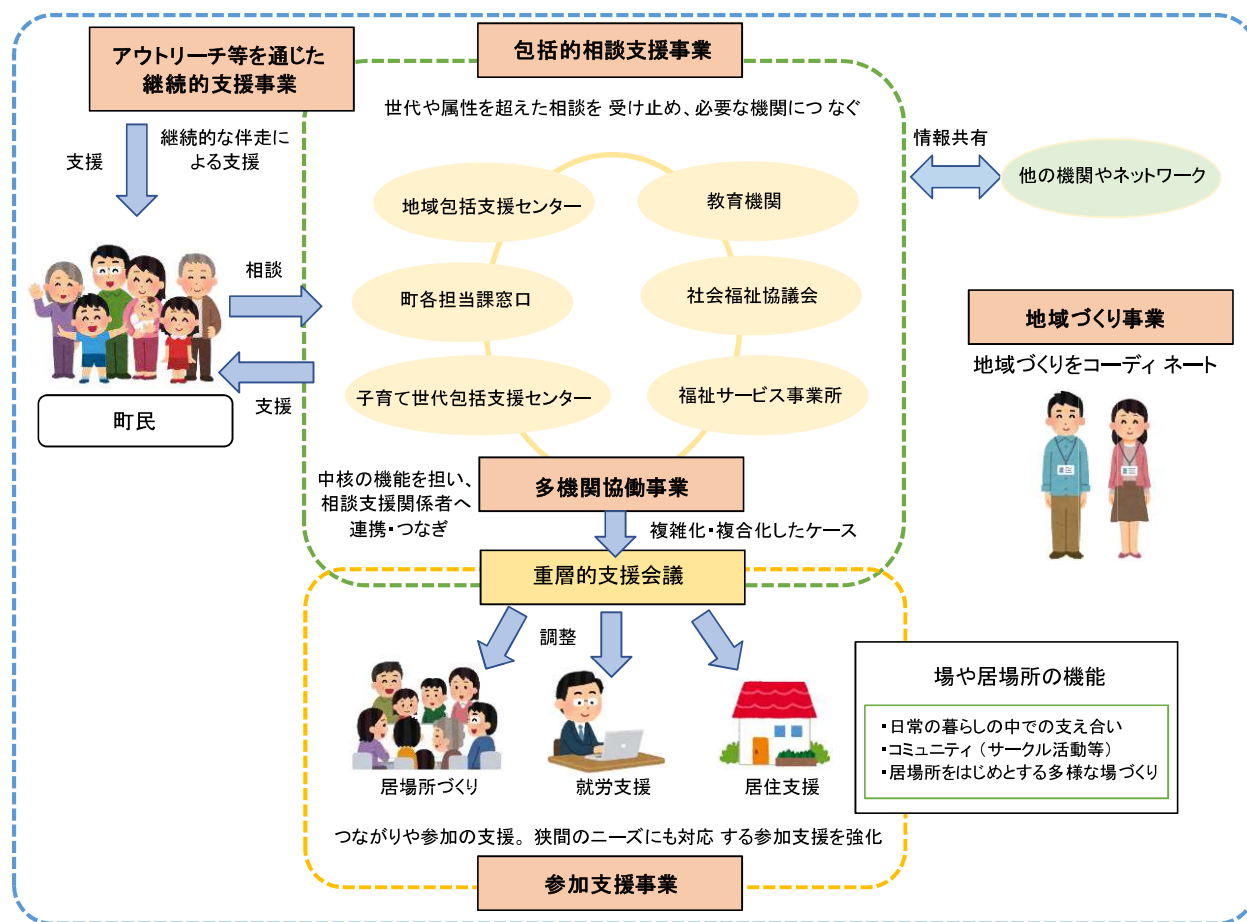
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
関係各課で協議	事業所と協議	実施	検証・評価	

総合福祉センター（仮称）の保健福祉機能等の検討

- 高齢者福祉、保健福祉、子育て支援などに総合的に対応できる、総合福祉センター（仮称）を整備し、町の福祉の充実を図ります。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
関係各課、関係機関と協議				

■重層的支援事業イメージ



プロジェクト3 防災・防犯体制の充実

火災や地震等の災害発生時において、高齢者や障がい者など避難行動要支援者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

本町では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、災害発生時の情報連絡体制の整備等地域での防災体制の強化を図っています。町、民生委員・児童委員、町内会・自治会が連携し、災害時援助を必要とする避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者台帳の整備に取り組んでいます。また、要配慮者に対する支援に必要な体制について住民、地域も含めた共助の体制づくりも求められています。

そのため、防災対策にあたっては、高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進や高齢者や障がい者が地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが必要です。

【具体的な取組】

自主防災組織育成

- 町地域防災計画に基づく、「互助」や「共助」を促進し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の継続的な活動を、運営面や財政面から支援していきます。
- 自主防災組織が設置されていない行政区の地域内における防災意識向上の啓発活動に取り組みます。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
防災意識の啓発 及び育成・設立	全行政区			

地域における防災体制の充実

- 地域の防災リーダーの養成・育成の充実に努めます。
- 地域内における地区防災計画や個別避難計画の策定について意識高揚を図るとともに、計画をもとにした避難訓練等を支援します。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
地区防災計画 策定の支援			全行政区	

自主防災組織

とは「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2第2号）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されています。本町には、令和7年4月時点で54行政区中31行政区あります。



4 計画の体系図

《 基本目標 》	《 具体的な施策・取組 》	
基本目標 1 地域の 支え合い、 助け合いを 推進する	1 地域福祉の意識の醸成	(1) 学校や地域における福祉教育の充実 (2) 広報・啓発活動の充実
	2 地域でのふれあい、交流の場づくり	(1) 世代間交流の推進 (2) 地域での交流活動の推進 (3) 地域の見守りの推進
	3 地域活動やボランティア活動の活性化 重点	(1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 (2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり (3) 地域活動やボランティア活動への支援
基本目標 2 気軽に 相談できる体制 づくりを 推進する	1 包括的な支援体制の充実 重点	(1) 総合的な相談支援体制の充実 (2) 地域における身近な相談支援体制の充実 (3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化
	2 保健・福祉サービスの充実	(1) 情報提供の充実 (2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実 (3) 健康で活気のある地域づくり
	3 権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】	(1) 権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進 (2) 権利擁護に関する地域連携と担い手の育成
	4 地域福祉のネットワークづくり	(1) 民生委員・児童委員活動の支援 (2) 多様な活動をつなぐネットワークづくり
基本目標 3 安全・安心な 地域づくりを 推進する	1 防災・防犯体制の充実 重点	(1) 災害時における地域防災体制づくり (2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり (3) 地域で取り組む防犯体制づくり
	2 暮らしやすい生活環境の充実	(1) 快適に暮らせる環境づくり (2) バリアフリー等によるまちづくりの推進

重点プロジェクトの具体的な取組は、P 50～54 に掲載。

第4章

地域福祉の推進に向けた取組

基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する

1 地域福祉の意識の醸成

現状と課題

本町では、「総合的な学習の時間」を活用し、福祉をテーマとした授業を実施するなど、子どもたちが高齢者や障がい者への理解を深められるよう取り組んでいます。また、地域においても、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通じて、支え合い・助け合いの意識を育むことを推進しています。さらに、多様な媒体を活用した広報・啓発活動や、イベントでの福祉コーナー設置などを通じ、住民が福祉に触れる機会の充実を図っています。

住民アンケート調査によると、「地域に愛着がある」との回答割合は、20代から30代では約6割、60代以上では7割を超えており、若年層・高齢層で比較的高い傾向が見られます。一方で、子育てや就労などで生活にゆとりの少ない40代から50代では5割を下回っており、地域との関わりが希薄化していることがうかがえます。

地域へ愛着を持つことは、住民が互いに支え合い、生活課題に主体的に取り組む力の基盤となります。今後は、世代を超えて地域に関心を持ち続けられるよう、学びや交流の機会を広げ、日常の中で自然に福祉を意識できる環境を整えていくことが重要です。こうした取組みを通じて、誰もが地域に関心を持ち、長く愛着を持ち続けられるような地域づくりが期待されます。

施策の方向性

【町（行政）が取り組むこと】

（１）学校や地域における福祉教育の充実

○各小中学校における「総合的な学習の時間」での福祉をテーマとした授業の実施、および福祉体験学習や、人権教育、社会教育の充実、福祉講演会の開催などを通じて、福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。

○子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、地域での支え合い・助け合いの意識の向上を推進します。

（２）広報・啓発活動の充実

○広報誌やホームページ、町公式Instagramなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関係するコーナーの設置など、より多くの住民が福祉に接する機会づくりに努めます。

○地域のサロンでの出前講座の実施等により、住民の地域福祉計画の認知度を高めます。



【住民・地域に期待される役割】

- 自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう。
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちましょう。
- 福祉教育や各広報などを通じて、福祉に対する理解を深めましょう。
- 福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加しましょう。
- 行政区や地域の活動に協力しましょう。

2 地域でのふれあい、交流の場づくり

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、住民同士のつながりが弱まり、日常的な交流の機会が減少しています。こうした状況に対応するため、本町では三世代が集う交流会や地域行事を実施し、住民同士が顔を合わせる場づくりを進めています。

住民アンケート調査では「会えば親しく話をする人がいる」割合は20代、30代で最も低くなっています。一方で、今後の近所の関わりについて「隣近所の人との関わりは大切にしたい」と希望する声はすべての世代において最も多くなっており、特に若い世代において実情と認識に乖離が見られます。

地域の交流を持続させるには、若い世代の参加が不可欠です。暮らしの中の小さな関わり（あいさつ・見守り・手伝い）からはじめ、世代を超えて関係を築ける機会を積み重ねることで、交流の担い手が育ち、地域に新たな活力と継続性が生まれます。

施策の方向性

【町（行政）が取り組むこと】

（１）世代間交流の推進

○少子高齢化や核家族化が進行する中、「向こう三軒両隣」の精神で地域の共同体としてのコミュニティを育み、高齢者から子どもまで三世代が集い、行政区の良好な地域コミュニティを醸成します。また、町内で多世代間の交流の場となるコミュニティイベントを開催します。

○こども園や保育所、小・中学校における各種の行事等を通じた、地域の人や高齢者、障がい者などとの交流やふれあいを促進します。

（２）地域での交流活動の推進

○町民主体で運営する町民交流事業の充実に努めるとともに、行政区などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人が交流できる機会の創出を図ります。

（３）地域の見守りの推進

○高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、必要なサービスや支援の整理などを通じ、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援します。



【住民・地域に期待される役割】

- 「おはよう」、「おかえり」など、あいさつを積極的に行いましょう。
- 行政区・自治会などの身近な地域の活動に積極的に参加しましょう。
- お祭りなどの地域行事に参加しましょう。
- 積極的に声かけをして、イベントなどへの参加を促しましょう。
- 子ども会やサロン活動などに参加しましょう。
- 若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮しましょう。

3 地域活動やボランティア活動の活性化

現状と課題

「2040年問題」とも呼ばれる高齢化・人口減少による影響から、地域のつながりの希薄化は目下の問題となっています。こうした背景の中で地域を活性化するためには、支えられる側が、時には支える側になることが求められます。様々な立場の人々が、支える側、支えられる側の関係を超えて、見守り、見守られ、支え合う地域にするための仕組みづくりは、本計画を通じて町が推し進めていくべき最重要課題です。

一方で、地域活動の現場ではリーダー不足や参加意識の低下が課題となっており、ボランティア活動への参加率も約3割にとどまっています。養成講座や交流会の参加者が固定化し、新しい担い手が育ちにくい状況も見られます。また、自治会や老人クラブの加入者数は減少傾向にあり、次世代を担う人材の育成と参加の裾野を広げることが急務です。

今後は、地域福祉活動におけるボランティアの意義を広く共有し、住民一人一人が自分の暮らしに合った形で関われる環境を整えることが重要です。特に、健康づくりや、高齢者同士の支援、地域包括ケアシステムの推進といった場面においても、住民が主体的に参加し、互いに支え合う仕組みを築くことが、持続可能な地域づくりにつながります。

施策の方向性

【町（行政）が取り組むこと】

（１）地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

- 地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講やフォローアップ講座の開講により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。
- 研修会などを開催し、活動のリーダーや参加者の資質の向上を支援するとともに、仲間づくりや活動の活性化を促進します。
- 様々な経験をもった地域人材が登録された人材バンク等について、住民や関係機関への周知を積極的に行い、誰もが活用しやすい体制づくりを進めます。
- 補助金の交付等により、シルバー人材センターやNPO法人等における地域福祉活動を推進します。

（２）ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

- 地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結びつけるコーディネートやマッチングを行います。

（３）地域活動やボランティア活動への支援

- ボランティアの育成と地域活動を促進します。社会福祉協議会との情報共有・連携強化に努め、住民からのボランティア活動の問合せに際し、情報提供を行います。
- 町ホームページや町公式Instagramにおいて地域活動やボランティア活動を発信します。
- 身近な地域活動組織である行政区や自治会、老人クラブなどの活動に取り組むメンバーの担い手の育成に取り組んでいきます。
- 行政区、老人クラブなどの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。



【住民・地域に期待される役割】

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 自分のできる範囲で地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
- 地域活動やボランティア活動に友人や知合いを誘って参加し、活動の輪を広げましょう。
- 行政区や自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話合いの機会を持ちましょう。

基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する

1 包括的な支援体制の充実

現状と課題

本町では、高齢者、障がい者、子どもや保護者、生活困窮者といった対象ごとに制度に基づく相談窓口が整備され、それぞれの機関で必要な支援が行われています。直近の取組として、妊婦期から子育て家庭まで幅広い相談に応じる「こども家庭センター」を設置し、母子保健機能と児童福祉機能の両面において連携を図り、支援体制の強化を進めています。こうした分野別の体制は一定の成果を上げている一方で、世帯が抱える課題は複雑化・複合化しており、単一の窓口だけでは十分に対応できない事例も増えています。

現場では、情報共有は進んでいるものの、関係機関を横断して検討できる場が乏しく、初期段階からの連携が不十分なことが課題です。また、早期対応の判断が難しい場合もあり、必要な支援につながりにくいケースが見られます。

こうした状況下では、ただ相談窓口を確保するだけでなく、福祉・保健・医療・介護等の関係機関と連携し、情報共有や協議の仕組みを整えることが不可欠です。住民にとって身近で分かりやすい相談体制を整備し、総合的な支援につなげていくことが求められます。

施策の方向性

【町（行政）が取り組むこと】

（１）総合的な相談支援体制の充実

○多様化・専門化する相談内容に対応するための対面やオンライン（MaaS※等）を含めた体制の強化や、ワンストップ※で相談に対応できる体制を検討します。また、高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野の担当者が連携して協議する場を設置し、包括的かつ一体的な支援体制の構築につなげます。

○関係機関と連携し、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

（２）地域における身近な相談支援体制の充実

○社会福祉協議会の相談事業や民生委員・児童委員の活動を通じて把握される生活課題やニーズを的確に捉え、適切な支援やサービス利用につなげられるよう、関係担当間の連携を強化します。

○地域住民が抱える生活課題やニーズに対して、専門機関と連携し適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。

（３）複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化

○様々な相談の中から、支援を必要としている方の早期発見、早期対応を図るため、各担当・関係機関による情報共有・協議の場を整備するとともに、広報・啓発を通じて住民に支援の仕組みを周知します。

○生活保護制度や生活困窮者自立支援事業などを適切に運用し、生活困窮者の生活の安定と自立に向けた相談・指導等体制の充実を図ります。



【住民・地域に期待される役割】

- 日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきましょう。
- 町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用しましょう。
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう。

※MaaS（マース）：Mobility as a Service の略称。複数の交通手段や移動サービスをデジタルで一体的に提供し、利用者が目的に応じて最適な移動を選択できるようにする仕組み。

※ワンストップ：ひとつの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと。

2 保健・福祉サービスの充実

現状と課題

本町では、複雑化・多様化する保健・福祉サービスに関する必要な情報がわかりやすく提供されるよう、パンフレットやホームページなどを作成し情報提供に取り組んでいます。住民アンケート調査では、福祉サービスの情報を得る場として、「町の広報誌」の回答割合が最も多くなっています。

一方で、福祉に関する情報の得やすさについては「入手しづらい」との声も多く上がっており、情報提供の充実については課題が残ります。

支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるように、総合的な相談窓口を設置するとともに、情報入手に困難さを抱える人にも配慮した福祉サービス情報の提供が求められています。

また、本町では、健康増進につながり、観光誘客や交流の促進も図るといったメリットを持つウォーキングに注目し、令和2年4月に「ウォーキングの町しおや」を宣言しました。ウォーキングコースの整備や、ウォーキング大会の開催などに取り組んでいます。

■「ウォーキングの町しおや」宣言

👣 歩くことから始める健康、1人1スポーツを心掛ける

👣 歩いてふるさと塩谷町の良さを再発見する

👣 歩く人にやさしいおもてなしの町を目指す



施策の方向性

【町（行政）が取り組むこと】

（１）情報提供の充実

- 利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介護保険制度や障がい福祉サービス・子育て支援などについて、パンフレットやホームページ等を作成し、わかりやすい・見やすい情報提供に努めます。
- 高齢者や障がい者など、スマートフォン等での情報入手が難しい方にも届くよう、配慮した情報提供に努めます。また、タブレットを活用した通訳システムを提供する等、外国籍の人に配慮した情報提供体制を構築します。

（２）福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

- 関係機関とも連携しながら、各分野の福祉サービスを総合的に提供できる場としての総合相談窓口や、研修会の場などを設け、様々な機会を通じた情報提供に努めます。

（３）健康で活気のある地域づくり

- 年代に応じた保健事業を展開し、若年層の参加促進のためスマホアプリ等も活用しながら、生涯を通じた健康づくりや介護予防に対する町民の意識の啓発と取組を推進します。
- 町民の健康増進と地域の活性化のためにウォーキングイベントを開催します。また、スマホアプリを活用してウォーキングを行うことによる健康ポイント事業を実施していきます。



【住民・地域に期待される役割】

- 回覧板や広報誌などに目を通すようにしましょう。
- 身近な地域の情報発信（口コミ、インターネットなど）に努めましょう。
- 日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じて相談しましょう。
- 定期的な健診で、生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めましょう。
- 交流の場や相談窓口を活用しましょう。

3 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

【成年後見制度利用促進基本計画の背景】

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度です。ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点が制度の趣旨であり、これらの点を踏まえて、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入された制度となっています。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国は「成年後見制度の理念の尊重」、「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」、「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を基本理念に掲げ、家庭裁判所や関係者等との緊密な連携を図ることとしました。

さらに近年は、「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、地域における中核機関の整備や相談支援体制の充実、市民後見人の養成・活用など、地域に根ざした利用促進策が重点的に進められています。

この法律では市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示したことを踏まえて、本町では「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、取り組むものです。

現状と課題

地域社会では、認知症の高齢者や障がい者など、判断能力に不安を抱える住民が増加しています。成年後見制度は、こうした人々の権利や財産を守り、安心して暮らすための重要な仕組みですが、制度の存在や利用方法が十分に浸透していない現状があります。また、利用にあたっては専門職が担う事例が多く、地域で支える人材や法人の確保が課題となっています。

一方で、地域の中で本人の意思を尊重しながら生活を支える仕組みはまだ十分に整っておらず、必要な人が制度につながらないケースも懸念されます。相談体制の不足や関係機関の連携の弱さも、利用促進を妨げる要因となっています。

本町では、成年後見制度を地域福祉の一部として位置づけ、住民に身近な相談窓口やコーディネート機能を整備し、迅速に支援につなげる仕組みづくりを進めています。さらに、市民後見人の養成や法人後見の担い手確保を進め、福祉・医療・司法が連携した持続可能な権利擁護体制を整えることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

施策の方向性

【町（行政）が取り組むこと】

（１）権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進

- 権利擁護や成年後見制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置し事業を推進します。また、判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、関係機関と連携し支援を行います。
- 認知症高齢者や障がい者の今後の生活を考え、地域包括支援センター、関係機関等と連携し、成年後見制度の利用促進に努めます。

（２）権利擁護に関する地域連携と担い手の育成

- 権利擁護支援・成年後見制度利用促進の強化に向け、全体のコーディネートを行う総合相談窓口の設置を検討します。
- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。



【住民・地域に期待される役割】

- 地域での要支援者の見守りに努め、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用が必要な人がいる場合、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会へ情報を提供しましょう。
- 権利擁護の仕組みにはどのようなものがあるか、制度について理解を深めましょう。

4 地域福祉のネットワークづくり

現状と課題

民生委員・児童委員は、地域福祉の重要な担い手であり、本町では民生委員・児童委員が円滑に活動するための研修や情報の提供といった支援を行っています。

しかし、民生委員・児童委員の活動内容について、地域内での周知はまだまだ十分とはいえない状況です。担い手の不足による仕事の負担増や偏りも課題となっています。住民にとって身近な相談役としての役割を持続可能にする体制整備が求められています。

また、地域での高齢者・障がい者・子ども・家庭といった枠組みをこえて、住民の抱える課題を包括的に解決できる体制が必要です。このような体制づくりをめざして、住民それぞれが地域活動に携わるような、多様な分野・職種からなる地域内の総合的な福祉ネットワーク構築を行っていきます。

施策の方向性

【町（行政）が取り組むこと】

（１）民生委員・児童委員活動の支援

- 民生委員・児童委員の高齢者宅への訪問や地域内での見守りといった活動を広報誌やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。
- 民生委員・児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。

（２）多様な活動をつなぐネットワークづくり

- 多職種連携による総合的な地域福祉ネットワークを構築するとともに、地域福祉のコーディネートの機能強化を図り、課題把握から解決までを円滑にし、より広く強いつながりをつくりま
- す。



【住民・地域に期待される役割】

- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう。
- 民生委員・児童委員などの活動を理解し、協力しましょう。
- 社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう。
- 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう。

基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

1 防災・防犯体制の充実

現状と課題

本町では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成などの防犯・防災活動が展開されています。

また、地域の関係団体と協力した定期的な防犯パトロールの実施や、交通安全運動を全庁的に実施するなど、地域の安全運動に取り組んでいます。あわせて、災害時に備えて避難行動要支援者名簿を作成し、安否確認と避難行動の支援体制づくりを行っています。

将来的に、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生が想定される中、発災時の地域ぐるみでの迅速な対応体制の整備が喫緊の課題となっています。住民ひとりひとりが防災活動への関心を持ち積極的に取り組むなど、全町的な防災力の底上げが求められています。

施策の方向性

【町（行政）が取り組むこと】

（１）災害時における地域防災体制づくり

○地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。

（２）避難行動要支援者の避難支援体制づくり

○町民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障がい者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制を構築します。

○避難行動要支援者の現状把握や、安否確認等災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、正確な情報発信・伝達手段を整備、充実していきます。また、防災無線の受信機の無償貸与や防犯スマホアプリ、塩谷町公式LINE等の周知活動を行います。

○防災訓練を実施し、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図るとともに、地域における自主防災活動の組織づくりを推進します。

（３）地域で取り組む防犯体制づくり

○安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、街頭防犯カメラの設置等の地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動や防犯活動を支援します。

○防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

○町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。

○当事者団体や関係機関と連携し、再犯防止に対する取り組みを推進します。



【住民・地域に期待される役割】

- 日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認しましょう。
- 防災グッズや食料・飲料水を準備しましょう。
- 防災訓練に参加しましょう。
- 自分たちで住みよい、安全な地域にしていこうとする意識を持ちましょう。
- 罪を犯した住民等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守りましょう。

2 暮らしやすい生活環境の充実

現状と課題

本町では、誰もが自由に外出・移動ができるよう、公共施設や公共交通機関などの改修やバリアフリー化を進めています。高齢者・障がい者・子どもが安心して外出できるような、バリアフリー及びユニバーサルデザイン※の視点による移動体制の構築が大切です。

日常生活に必要な買物や通院等の移動手段として、本町で運行中のデマンド交通「えかんべ号」は、令和7年4月より営業時間を拡大、さらには回数券の販売が開始されるなど、地域の新たな公共交通となっています。

急速な高齢化社会に伴い、住民にとって移動手段のニーズはますます高まっています。また、地域活性化のためにも、誰もが気軽に利用できる公共交通機関、移動手段の確保と維持が必要となってきます。介助を必要とする方も安心して利用できる体制の構築や、住民が主体となって取り組む送迎や地域交通の仕組みづくりについても取り組んでいきます。

また、本町では、多様性を尊重し共生社会の実現を目指して、LGBTQ+※に関する講演会を開催するなどの取組を進めています。偏見や差別の解消を図り、互いに認め合い支え合える地域づくりを推進していくことが求められています。

※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用しやすいように、施設やサービスをあらかじめ設計する考え方。

※LGBTQ+：性的指向や性自認が多様である人々を指す総称。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィアなどを含む。

施策の方向性

【町（行政）が取り組むこと】

（１）快適に暮らせる環境づくり

- 町民一人一人にとって、自分たちの住む地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域住民の協力のもと、まちの環境美化に努めます。
- 地域における交通環境の拡充を図るとともに、高齢者や障がい者など日常の外出が困難な人に対する移動支援体制の構築を検討します。
- 移動が困難な人の送迎や買物、通院などの支援を行う住民が主体となった交通手段の構築を検討します。
- 地域のサロンや通いの場までの移動が困難な人の送迎などを行う住民主体の活動の支援の方法について検討します。また、地域交流サロンの運営スタッフや利用者を対象としたデマンド交通についての出前講座などを実施し、PR活動を推進します。

（２）バリアフリー等によるまちづくりの推進

- 誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者、子どもが安心して外出できるよう移動体制を構築します。
- 共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いの個性や多様性を認め合い、助け合えることができるよう合理的配慮を身につけながら、偏見や差別などをなくすため講演会の開催や啓発活動に取り組みます。



【住民・地域に期待される役割】

- 住民一人一人が責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう。
- 外出や移動の際はお互いに協力しましょう。
- 隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買物支援を進めましょう。
- 高齢者や障がい者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう。

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

地域福祉の主役は、全ての住民です。住民と行政及び社会福祉協議会、そして地域で活動する行政区・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、事業者などのさまざまな団体が地域福祉の担い手となり、協働して取り組んでいく必要があります。

(1) 住民の役割

住民一人一人が福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員となり、地域の支え合い、助け合いの担い手の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は地域福祉の担い手として、地域で起こる問題を「我が事」として捉えながら地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

(2) 地域の役割

行政区・自治会は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合い・助け合いの意識の高揚を図るとともに、住民と行政の協働に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

NPO法人、ボランティア団体など福祉に関する活動を行う団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が求められています。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、支援を必要とする人と関係機関等をつなぐ役割を担っており、福祉サービスの狭間にある人や、何らかの支援が必要であるにもかかわらず結びついていない人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や、信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

(4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

特に社会福祉法人は、その公益性、非営利性に基づき、地域における公益的な取組の実践を地域と連携して実施していくことが期待されています。

（５）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

（６）行政の役割

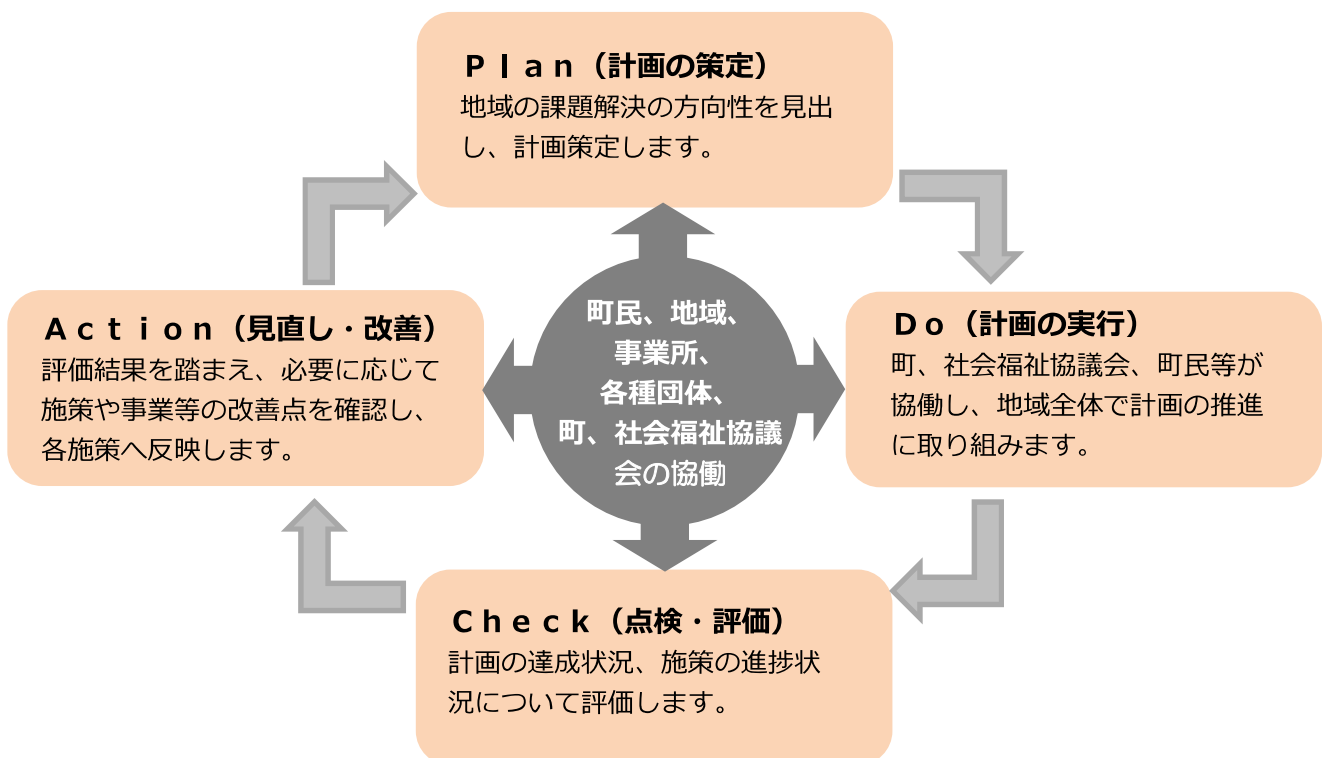
地域福祉の推進にあたっては、行政は住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、様々な関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への住民参加の拡充に努めるとともに、包括的な支援体制づくりを進めます。

2 進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。また、本計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。



資料編

1 塩谷町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画案を検討するため、塩谷町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） 計画を策定するために必要な調査及び研究に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 福祉団体に関係する者
- （3） 保健医療に携わる者
- （4） 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。

2 委員が任期の途中でその職を退いたときは、後任者は、前項に定める任期を引き継ぐものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

2 塩谷町地域福祉計画策定委員会委員名簿

番号	氏名	所属
1	鈴木 恵美	町議会
2	小 島 崇	町医師会
3	見 形 孝 祐	社会福祉協議会
4	大嶋 貴美枝	民生委員・児童委員協議会
5	鈴木 榮 一	身体障害者福祉会
6	戸 村 光 宏	町教育委員
7	福 嶋 英 樹	社会福祉法人 同愛会
8	齋 藤 和 正	社会福祉法人 あすなろ会
9	渡 辺 高 志	認定しおやこども園

塩谷町地域福祉計画

発行年月 令和 8 年 3 月
発 行 栃木県塩谷町
編 集 福祉課
〒329-2292
栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 955 番地 3
TEL 0287-47-5173
FAX 0287-45-1840
